

平成25年第8回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年12月11日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
企画課長	相浦勝美	住民課長	一ノ瀬清雄
保健福祉課長	堤正久	長寿社会課長	片渕敏久
環境係長	稲富道広	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	土木管理課長	小川豊年
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	北川勝己	生涯学習課長	本山隆也
農業委員会事務局長	大串玲子		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	吉岡正博
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番 大串武次

5番 吉岡英允

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 内野さよ子議員

1. 収納率向上対策について
2. 社会保障制度改革について

6. 溝口 誠議員

1. 学校給食における異物混入について
2. 火災放送と防火用水について
3. 国民健康保険財政の健全化

7. 岩永英毅議員

1. 情報網の構築について

8. 西山清則議員

1. 町行政の進め方は
2. 使いやすい公共の施設を
3. 健康づくりの進め方は

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

申し上げます。

教育長から、先般の学校給食への異物混入について説明の申し出がっておりますので、これを許可します。

○江口武好教育長

おはようございます。

議会の一般質問の貴重な時間でございますけど、議長の許可を得ましたので、学校給食に関しておわびを申し上げたいと思います。

先般、11月25日に異物混入という事案、不祥事を起こしてしまいました。そのことについて、異物を食した子供あるいは町内の子供たち、それから後ろに控えられる保護者の方、町民の皆様方に御心配、御迷惑をおかけしたということに、改めましてこ

こでおわびを申し上げたいと思います。本当、申しわけありませんでした。

幸い、今給食は2,230名前後の子供、職員が食をしてるわけですけど、そのことに関して二次的な健康被害というのはございませんでした。でも、これから異物混入等のそういったものに関しての未然防止の危機管理ということで、そういうことに努めてまいりたいと思います。そういうことで、おわびの挨拶とさせていただきます。どうも本当済みませんでした。

以上です。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、吉岡英允議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名であります。

通告順に従い、順次発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

おはようございます。

一般質問2日目ということではありますが、昨日も農政の問題等で白石町の農業のことについて大変深刻な問題であるということ、農業政策の転換ということで大きな危機に立っているのではないかというふうに思ったところでした。現在、そのことを聞いたときに、町内には空き家がたくさんあります。全国的に空き家もありますが、こういう状況を農業に例えて、耕作放棄地とか、こういうふうなものが広がらなければいいかなというような思いで聞いたところでした。白石町については、嘉瀬川ダムからの送水あるいは暗渠排水の基盤整備等も着々と進んでいる中でのこういった状況ですので、これを機にいい方向に向かうように、行政も農政協議会も一丸となってやっていくことが大切ではないかということ聞きながら思ったところでした。

そういうふうなことでありますので、きょう私は実は債権のことで、収納対策の向上のことで質問をしています。農業が基幹産業でありますので、そういったことになりますと税金の滞納とかもふえてくるのではないかというふうに思いますので、危機としていろんな面から取り上げていく必要があるというふうに思ったところでした。

では、質問1番目です。通告に従って、2つの身近な問題について質問していますので、よろしくをお願いします。

何かマイクが低いような、いつもと違うですね。マイクがちょっと低いような気がします。入っとうですか。きのう、聴衆、聴衆というか、一般の町民の方がマイクの入りが悪いというふうなことをちょっと言われてました。ちょっと低いかなとちよっ

と思いましたが。済みません。途中でした。済みません。

収納率の向上対策についてということで質問しています。

町の行財政の安定的運営のためには、収納率の向上というのは大切な課題であるというふうに考えています。まず、1点目に、佐賀県滞納整理機構については、主要税目の徴収率の成果が見られるということで、2014年度に解散ということが言われています。白石町については、2013年度、今年度ですけれども、職員の派遣は行われていない状況の中で、収納の体制の確立はできたのかということもあわせて質問をしたいというふうに思っています。

佐賀県内19市町村、佐賀市を除くということになっていますけれども、県で組織する佐賀県滞納組織機構では市町村税の滞納の対策を行って、徴収率の向上ということに向けて組織をされています。2009年から始められて3年ということでしたけれども、また追加であと3年、2014年度の来年まで行われるということが決まっています。先日、11月9日の新聞には、県平均で94%ぐらいの対策ですね、収納率というふうな記事と、それから12月6日には県内の状況ということで白石についても記事が載ってまして、96%ぐらいというふうなのが載っておりました。そういった中で、債権の徴収については県内全域がアップをしたということで、この機構のあり方とか対策のあり方については大変効果があったというふうに思いました。

また、白石町についても、職員の皆さん、各課大変御尽力、努力をされたものと思っています。1%とか、今年度は去年に比べて0.8ポイント上がったということですが、このポイントを1ポイント上げるというのはとても大切であります。大変な御苦労もあったというふうに思っています。以前、2年ぐらい前に、債権の管理の状況、債権管理条例ができたときに、そういったことで、ただ公平性の面からも慎重にやってくださいというふうな質問をしたことがありました。それもですけれども、今回の5年間から見て収納の経年変化ということの資料の請求をしていましたので、まずそれからお願いします。ポイントだけでもよろしいですので、資料をお願いします。

○吉原拓海税務課長

佐賀県滞納整理推進機構は、住民税並びに個人住民税とあわせて滞納している市町村税の滞納整理の推進を目的というふうなことで、平成21年度に設立されました。当初は、平成21年度から平成23年度までの3年間というふうなことで設置をされておりましたが、その後、参加市町におきまして検討がなされまして、徴収率はもちろん、徴収職員の徴収技術のノウハウ、そのようなことについても多大な効果があらわれたために、どこの市町からも継続希望というふうなことがありまして、3年間延長するというふうなことになりまして、議員申されたとおり2014年度、来年度までいっぱいというふうなことで今されております。

本町におきましても、設置当初より平成24年度、昨年度までの4年間職員の派遣を行い、徴収技術はもとより滞納整理の方法、いろんなことを学び、その結果といたしまして、主要4税目、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税において引受額に対する収入率、大体年間150件あたりを件数に約5,000万円というふうなことで

行っております。平成21年度におきましては48.39%、平成22年度については58.29%、平成23年度につきましては52.01%、平成24年度につきましては62.97%と、引き受けにつきましては大きく徴収率の効果は上げております。また、滞納整理につきましても、税務課の収納対策係というふうなものが確立した収納体制がこの4年間でできたと判断しております。

今回、資料を差し上げておりますけど、その中の部分につきましても、もちろん個人住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税と並べておりますけど、平成21年度以降4年間、少しずつ徴収率が上がっております。最終的に、合計になりますけど、21年度で88.27%あったものが24年度では全体で92.3%というふうなことで、約4%近く上がっているというふうなことで、多大な効果が出ているものだと判断しております。

以上です。

○内野さよ子議員

今のパーセントは、課長については全体の滞納繰り越しの分と現年度分ですが、新聞については本年度、現年度分だけではなかったかなというふうに思っています。そういったことで、主要4税についてありましたけれども、この中に、新聞の中に国保税を除くというふうな表現があったのはなぜかなというふうなことを思いましたが、その点だけ1点お願いします。

○吉原拓海税務課長

住民税といいますのは、町民税と県民税を合同で市町村が徴収するというふうなことになっております。ただ、地方税法の48条におきましては県へ移管することもできますので、その件で、今申し上げたとおり150件程度の5,000万円程度を年度当初に移管するわけでございます。その分につきましては、基本的には住民税という形になります。国民健康保険税については、税という形で私たち白石町は取っておりますけど、保険料という形で取っておられる市町村もございますので、基本的に町税という形で計算をする場合は国民健康保険税を省いて計算するというふうなことになりますので、そういう形になってると思います。

○内野さよ子議員

年間150件という、5,000万円という枠の中でされているということで、理由もわかりました。ただ、大変収納率は向上しているわけですが、これは現年度分については97.86%と一番下の総計のところであります。私は滞納整理機構の成果というのは、繰越額のパーセントが21年度で18.4から35%に上がったというふうな、そういう繰越額の成果が随分上がったのかなというふうに思います。これについては、あとまた2番目に質問しますが、あとの項目についても随分この辺が2倍以上に上がっている、成果がなったのかなというふうに思っているところです。

ただ、これについていつも思うのですが、固定資産税と国民健康保険は別の課ではありますが、不納欠損というお金から見ると、1,814万円から、21年度、24年度で

292万円、これも大幅によくなったということから見たらいいわけですが、ほかの金額からしたら国民健康保険税に関しても大幅によくなったけれども、まだまだ額が大変大きいということで、もともとの分母が大きいので、額にしたら、パーセントはかなりよくなっていますが、これでも収納未済額という欄を見ると5,651万円、24年度でも5,000万円以上のお金が滞納未済額になっています。そういったところから見ると、まだまだ厳しいのではないかなというふうに思っています。そういうふうな意味で、先ほど申し上げた滞納しているお金をずっとずっと積み上げていくという努力をされているんだというふうに感じ取ったわけです。そういうふうなところを改善できれば大変いいのかなというふうに思いました。

決算書の書類にも書いてありました、監査委員さんからのですね。そういうふうなところを積み上げていくという必要性と、それから督促とか、そういうふうな書いてありましたけれども、意見書の中に差し押さえの効果とか、そういうふうなものがありました。そういうふうなことはどういうふうにやっていらっしゃるのかですね。例えば、1年過ぎた時点でやってあるんだと思います。現年度分が滞納した部分でやってあると思いますが、一斉に各課ともやってあるのかもわかりませんが、町税に関してはどういうふうにやってあるのかお願いします。

○吉原拓海税務課長

まず、現年度につきましては納期限10期今普通徴収出しております、当町では。月末が1期、例えば6月であれば1期ですけど、6月であれば6月の末が納期限となりますので、それまでに納めてもらわないと、まず督促が発送いたします。督促が発送した時点で未納という形になりますけど、その後、年度を繰り越せば翌年度の滞納繰り越しということで、この明細で申し上げますと滞納繰越額に上がってくる金額になってまいります。現年度も一緒ですけど、まず3カ月ぐらい、特に今年度につきましては現年度徴収に力を入れようというふうなことでやっております。と申しますのは、現年度徴収、滞納額が減れば滞納繰越額が減ってまいります。ということは、その次の年に余分の仕事が少ないというふうなことの考えのもとに、できるだけ現年度を減らそうということで、少なくとも3カ月、5カ月ぐらいに1回、それから10カ月ぐらい過ぎた、年末ですね、12月とか1月ごろに最終滞納がある方については全て催告という形で送っております。

ただ、年度末に滞納になった場合は滞納繰り越しというふうな形になりますけど、滞納繰り越しになった場合には再度催告を送るわけですけど、その中で庁舎に出られる場合はいろんなお約束、もしくはそういう状況を聞きまして分納誓約、もしくは分納してもらおうというふうな形で、できるだけ時効にならない、そういう措置をやってまいります。ただ、どうしても、それでも見えない、そういう形がありますので、そういう場合につきましては税務職員の調査権というのがありますので、財産調査をいたしまして、ある程度財産、そういう情報がつかめれば、そういうものを差し押さえもしくは給与の調査をいたしますよというふうなもので再度催告をやって、それでも来られない場合については最終滞納整理の段階というふうなことで、差し押さえ等をやっていくというふうな事務処理をやっている段階でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

課長のおっしゃるとおりだと思います。現年度分が確実に取れていれば、その後の分は楽に進むので、そういうふうなことだと思います。ただ、私も滞納の分についてはかなり成果も上がっているなというふうにも思ったところでした。こうは言うものの、97%とか、一番最高では99%とかという市町村もあります。そういった中でも、白石町についてもそうですけど、本当に払えないとか、そういう方もいらっしゃるのです。その辺はいろんな状況の判断をしながら、後には債権管理条例とかいろいろありますけれども、町税に関してはですね、そういったところも考慮しながら、見きわめも大切だと思いますが、努力していただくようによろしくお願いをしたいと思います。

町税については大変いいと思います。よくなっているかなと思います。町税についてはと言うと表現おかしいですが、ほかのところも随分努力をされているというふうに思っています。質問2点目に移りますけれども、保育料とか学校給食、住宅とか、あともう一つ書き損なりましたが、水道とかもあります。これは、税務課との連携は欠かせないというふうに思っています。今後、町の機構改革による集約化については考えられないのかというふうなことを思っています。派遣については、税務課が主に行っていると思います。あとの課についても、それと一緒に勉強会をしながら多分やっているといるんだとは思っていますけれども、そういった状況の中で、資料請求これもしていましたので、保育料等について説明をお願いしたいと思います。

○吉原拓海税務課長

まず、内野議員の集約化については考えられないかというふうなことについて、私のほうから説明をいたしたいと思います。

町の債権については、税、保育料などのように、時効期間、督促、滞納処分等が地方税法また地方自治法などの個別の法律によって画一的な規定があるもの、そういうものについては滞納整理ができます。ただ一方で、学校給食費や住宅使用料、水道料も一緒ですけど、そのような私債権につきましては個別法律に規定されず、民法の規定等が適用されてまいります。この分の債権につきましては債権回収を図っていかなければならないとなりますけど、税や保育料などの公課については強制徴収債権というふうなことで、調査権に基づいて情報の共有ができるというふうなことで、保育料とか税については情報の共有が我々にはできると判断いたしております。ただ、さっき申し上げました私債権、学校給食費や住宅もしくは水道使用料ですね、そういうふうなものの私債権につきましては担当職員に調査権がなく、裁判所を介した債権の回収を図るというふうなことになります。そういうふうなことになりますと、税務情報が持っておりますいろんな個人情報あたりが、債権部局との情報の共有、そういうふうなものがまず今の段階ではできないというふうなことで判断して、そこら辺の集約までは難しいのかなというふうなことで思っております。

ただ、滞納整理機構に派遣された職員が戻ってまいっておりますけど、その分につ

いても私債権の勉強もやっておりますし、裁判所を介したそういうふうな勉強もやっております。年に一、二回は、そういう部局も交えまして研修会もやっている状況でございます。また、それとともに、平成23年3月に白石町債権管理審査委員会というふうなものを設置しております。この組織は、本町が有する全ての債権、私債権を含めまして全ての債権について、その債権の保全、放棄、訴訟についても総括的な審査を行うことを目的として、そういう放棄とか債権の処理に係る審査を合同で勉強会、審査会をやろうというふうなことで組織をつくって開催しているというふうなところでございます。

○堤 正久保健福祉課長

まず、保育料のことでお話をさせていただきます。

まず、保育料については、先ほど税務課長が回答をいたしましたように、公課という取り扱いになっております。税務課との連携をしながら徴収に努めているところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

あと学校も住宅も少しと思いましたが、お答えがありませんので、表を見なさいということかなと思いましたが、同じような判断ということで、私が集約化についての考えということをお聞きしていたのでそうだったのかなと思いますが、確かにそうだと思います。公債権についてと私債権というあり方がもともと違うから、その辺で判断するときとか結論の出し方とかいろいろ違うのだとは思いますが、今言われた審査会と債権管理委員会ってありますが、それとはまた別なのか、その辺のところの調整は、幾つもつくっても同じだと思いますが、委員会はどういうふうになっているのか。

○吉原拓海税務課長

今、白石町債権管理審査委員会のみを設置となっております。以前、管理条例をつくる前は滞納整理審査委員会というのを設置しておりましたが、その分を廃しまして債権管理審査委員会という1つの中で、私債権を含めました債権についていろんな話し合いをする場というふうな形で設けております。

○内野さよ子議員

年に一、二回、勉強会等をされているということですので、同じ庁内ですので、私債権であっても公債権であっても連携は十分にされているというふうに当然思いますので、その点はぜひやっていただきたい。集約化についての考え方ですけども、今、わかりました、新しく管理の審査会というのも立ち上げてきちっとされていますので、そういった面で今後さらにきちっとされていくようお願いをしたいというふうに思っています。

質問3点目に移りますけれども、税外未収金で実質的に回収不能となった債権に対

してはどのような対応をされているかということでありまして、この件について、貸付金とかいろいろあると思います。そういうふうな状況の中で今どういうふうにされているのか、お願いします。

○吉原拓海税務課長

税務課のほうから総括的なことで説明をいたしたいと思います。

税外未収金である債権についての、回収不能になった債権についてはどのような対応をされているかということをごさいますけど、白石町債権の管理に関する条例というのを作成しております。その中の第17条、債権の放棄というふうな形で定めております。債権放棄の規定につきましては、1、消滅時効に係る時効期間が満了したとき、2番目に、生活保護の規定による保護を受け、またこれに準ずる状態にあり、回復見込みが見込めない場合、3、破産法の適用により、その責任をも逃れたとき、4番目に、失踪、行方不明などで、かつ徴収の見込みがないとき、それから5番目に、徴収停止の措置をとり、一定期間資力の回復が困難で履行の見込みがないときというふうな形で、条例の第17条でこういうことで設置しております。このような債権につきましては、庁内組織、さっき申し上げました債権管理審査委員会において審査した上で、債権の名称、放棄した債権の金額、また放棄した理由について決算時期までに確定させて議会へ報告するというふうな形でなっております。

以上です。

○内野さよ子議員

そのことが決算の監査委員の方から出てる意見書の中に、32ページと31ページにあります。育英資金とか書いてあります。ただ、これには、今状況とこういうふうになっている、貸付額は幾らだということ、こういう部門というのは結構期間が長いので、育英資金とかはですね、期間が長いので、ある程度のそういう状況も書くことはできないのかなというふうには思いますけれども、こういうふうなものは、状況は判断的に見て良好なのか、これも困っているというふうな状況がこれからは全然見えませんので、そういうふうなところはどうか。

○北川勝己学校教育課長

学校給食費あるいは育英資金でございまして、これにつきましても税と同様、督促あるいは電話での催告、滞納繰り越しとなった場合には再度催告等を行って分納誓約等のお願いをしてるところでございまして、ただし、学校給食費につきましては、平成23年度において債権管理条例等ができましたので、その時点で相当、20年から40年近く古い給食費については不納欠損をさせていただいたという状況でございまして、また、育英資金等につきましては現在2件ほど滞納等がございまして、これにつきましても現在催告等を行っているところでごさいますけど、状況といたしましては回収が見込めないという方も1名おられるということで、今後不納欠損等の検討も重ねていかなければならないと思っております。

○小川豊年土木管理課長

町営住宅の使用料に関してお答えをいたします。

町営住宅の使用料につきましては、滞納者が町営住宅に入居中は、現に住居の提供という利益を享受しているため不納欠損の対象としないことといたしております。ただし、住宅使用料を滞納したまま退去をして、滞納者本人及び連帯保証人がともに死亡または行方不明等になり、家賃の回収ができないと見込まれた場合には、民法の規定によりまして時効期間を経過したものにつきまして不納欠損処分を検討するということになっております。

しかしながら、白石町におきまして現在まで住宅使用料を滞納したまま町営住宅を退去された方はいらっしゃいませんので、不納欠損はいたしておりません。先ほどの資料請求の中で住宅使用料の年度別決算の推移ということがございまして、その中にも書いておりますけれども、現年度徴収については24年度は99.59%と、かなり高い率になってるとは思っております。

以上です。

○荒木安雄水道課長

水道料金についてお答えをいたします。

水道料金については、水道の需要者と供給者である白石町水道事業との契約により発生するものですので、その滞納分については私法上の債権となり、消滅時効は2年ですが、時効の援用、これは時効が成立したことを主張しない限り永久に債権が残ることになります、時効の援用をされた方はございません。

私債権については調査権限がございません。水道課では、滞納者と個人面談等、幾度となく聞き取り調査を行い、生活実態を把握した上で、生活困窮者や行方不明者など債権の回収の見込みがないと判断した者について、債権管理審査委員会にて承認を受けて債権管理条例に基づき債権を放棄し、不納欠損処分を行ったところでございます。平成23年度では対象者が43人、284万1,280円、24年度では対象者3名、20万3,220円の不納欠損処分を行ったところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

私債権についても滞納はまだまだある状況が続いています。多分、同じ人だと思いますが、いろんな法令に従って不納欠損処理をされていると思いますが、対策を講じながら、いろんなことの手段をしながらやっていただきたいというふうに思っています。意見書に最後まで書いてあるわけですが、今後も公平、公正な納税ということで、財源の確保等を常に念頭に置きながら厳正な運用をしてくださいというふうなことをこの意見書の中にも書いてあります。そのとおりだと思いますので、集約化ということを書きょう書いてはいるんですけれども、集約化についてはできないけれども、おのおのがきちっとやっていくということをしていただきたいというふうに思いました。この項については、質問は終わりたいというふうに思います。

質問2番目に移りたいと思います。

社会保障制度の改革についてということでありましてけれども、このことについては、今また社会保障の分野では大変課題が山積している分野です。来年4月1日からは消費税が5%から8%へ、そしてその後、2015年度からは10%へ引き上げられる予定となっています。このことについていろいろ思っていますけれども、社会保障制度改革の中では地方への配分がなされると思っています。白石町は今後どのように計画をされていくのかというふうに思っています。これは、一般財源の中の全体の社会保障費もあるでしょうし、それから今回消費税が上がる分についての社会保障制度の分だと、いろいろ観点からありますけれども、今回は消費税交付金というのが2億179万6,000円ほど予算書の中にも上げてあります。その分についてと、全体的な社会保障制度のことについての流れ等もわかりましたら、いろいろ感じるどころとかお答えをお願いしたいと思います。

○片渕克也財政課長

まず、消費税の改定、その分が町にどのような影響を来すのかというふうなところから若干御説明をしたいと思います。

まず、現行の消費税のうち、地方消費税として5%のうち1%が人口や就業者数に応じて地方へ配分されているわけでございます。これが8%になりますと1.7%、0.7%上がります。また、10%になったときは2.2%、1.2%増加ということになります。

ただ、これを24年度の決算をベースにして推計をしてみますと、先ほど議員おっしゃられたとおり、2億100万円程度の地方消費税の交付金がございます。これを、8%時点で1.7倍になると。これ単純ですけども、消費税の場合、タイムラグとか買い控えとかいろんな経済的な問題が出てきますので単純には申されませんが、1.7倍になると計算しますと、これが3億4,100万円になるという単純計算になります。約1億4,000万円の増ということになります。また一方、今度は町が支払う消費税もふえるということになります。同じく24年度をベースにして推計すると、約1億1,000万円程度の消費税の負担がふえるというふうな計算です。あくまでも概算でございます。

また、当然、地方交付税の中で基準財政収入額というのがふえてくる、いわゆる地方消費税がふえた分はあなたところは豊かになったでしょうという、そういう考え方ですね、というふうなことで町の収入がふえるというふうな見方をされます。そのことによって、地方交付税は減額をされるということになります。約、これも概算ですけども、地方交付税の交付額で見ますと1億円程度のマイナスの要因があるのではないかと考えております。地方交付税の交付を受けている白石町とか佐賀県とか、そういった団体にとっては、この分が非常に大きく影響をしております。また逆に、地方交付税の交付を受けていない大都市、東京都とかですね、そういったところは地方消費税交付金が入る、交付税の交付を受けないもんですから、消費税の交付額が上がればその分は丸々プラスというふうな、こういった非常に不均衡なところが今の制度では出てまいります。

この辺の制度の見直しというのをぜひ国のほうでやっていただかないことには、白

石町にとっては全然効果が上がらないと、逆にマイナス要因だというふうな要素になるかなと思っております。昨日とかおとといの新聞あたりも載っておりましたが、自由民主党の税制調査会の中では、住民税の法人税割のところで若干の調整をしてはというふうな今議論がされておるようです。今後、この不均衡の問題とか、あと交付税制度の中身、社会保障財源としてどの程度見てくるのかというふうなところがまだ明らかになっておりませんので、現段階で、町で今度消費税アップするからその分を社会福祉にどう回しましょうとかという具体的な計画等についてはまだ全くわからない、見えないというふうな部分がございます。ただ、新聞紙上では、制度的には子育て支援だとか高齢者の介護保険の問題だとか、そういったところも出てはきておりますが、財源的にどうなるのかというふうなところはまだ示されていないというふうな状況でございます。全体的なところで。

○内野さよ子議員

せっかくなるのに大変なことだなというふうに、今聞きながらですね、プラス・マイナス余りないのかというふうなことのようだった気がします。私は、4月1日から引き上げになるということで、持続可能な社会づくりのためにこの分は使いましょうと大腕を振って新聞にも書いてあったので、町にとってもいいのかなというふうに思っていました。先ほど、消費税の5%については国が4%、それから地方に1%、けれども地方交付税として4%の中から地方へ流れるので、その分についてはまた1%ではなくて地方にたくさん現在あるというふうなことも聞き取れましたけれども、10%ぐらいになれば効果が出てくるのかもわかりませんが、今の段階ではプラス・マイナスというようなことでしたので、がっかりしたところでありました。持続可能な社会づくりのためにみんなが消費税を上げるということだったのに、もう少しはっきりしないとわからないのかもわかりませんが、ぜひ今後についても、上がる、上がらない、ま、上がるのが当然だと思いますので、そういうふうなことを考慮しながら計画等も立ててほしいとは思っています。

もう一つ、別ですけども、消費税とは別に、考え方ですけども、全体的な社会保障制度の中で考えたときに、知事会との社会保障制度改革の中でこういうふうなことが書いてあったのを思い出して書いてるんですけども、社会保障の分野では年金とか医療とか介護とか子育ての分野の4分野に使われています。4分野に使われているけれども、今その金額ベースでしたら42兆6,000億円であるというふうなことでした。国の財政の半分ぐらい使われているということになると思いますが、そのうち制度として確立しているものが33兆4億円というふうに書いてありました。これは私たちがとっている地方議会人という資料の中に書いてあった分ですけども、となると結構な分を単独事業として県にしても町村にしてもやってるのかなというふうに思いました。

単独事業というと、よく言葉の中に行政の方が、これは単独事業ですとか、代表的なものに子供の医療費とかよく上げられます。白石町独自でやってあります。それから、乳児医療とかも県と白石町でやってあります。そういうふうなこととか、インフルエンザのお金にしても結構町村と県とでやってある事業があって、単独事業という

のがかなりやってある分が多いと思います。それが、国ベースにしたら10兆円ほど地方で回るということになります。私は、この差額のことを、知事会で大変それを強く言ってあったので、そういうふうなことを受け入れて消費税についても上がるのかなと、その辺のことを期待はしていたんですが、今後の見通しって、そういうふうなことについては、社会保障に関しては財政課長で、どうですか、観点から見てその辺はどうでしょうか。

○片渕克也財政課長

今回の消費税の改正の本旨というのは、議員おっしゃるとおり、社会保障制度の改革というふうなところでございます。ですから、法律で既に定まったことでございますので、これは必ず国のほうも守っていかれるというふうには思っております。ですから、そのためにこれからいろんな制度の改正をして、それは交付税という形で交付されるのか、あるいはそれぞれの事業に対する交付金という形になるのか、恐らく地方単独事業の部分については交付税の中で措置をされていくものというふうになっていくと思いますけども、今後はそういうところで一定の交付というふうなところは見ていただけるものというふうにご考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

制度として確立しているものというふうにごその言葉の中に書いてありました。それが33兆円というふうにご書いてあったんですが、いろんな分野についても法律とか制度の流れの中でインフルエンザとかもしてあるんですけども、そういうふうなものは白石町でも交付税請求のときにいろいろしてあると思っておりますが、考え方としては制度としてののっているとかののっていないというのはどういう意味の捉え方なのか、それについてわかりますか。

○片渕克也財政課長

地方交付税の中では、例えば医療にしても、10万人の想定する平均的な市を定めて、そこでどんな事業をしてるのかというのを全国的に押しなべて、そこを基準にして、じゃあそのベースで白石町がやったらどのくらいかかるのかという、そういうマクロ的な全体的な、職員が何人おってというところから計算をして、そして税収がどれだけ入ってくるから差額があとこれだけ足りませんというふうな話であって、例えばインフルエンザの注射をしますとか、特に町単独でやっている小・中学生の医療費の無料化とか、個別の事業を、それに対して交付されるというふうなものではありませんので、そこが今後どういうふうな算定式になっていくのかということご今後の白石町の計画も当然立っていくのかなというふうなことでございます。

○内野さよ子議員

いずれにしても、しかし来年からまた消費税も上がりますし、現実味を帯びてきますので、来年ぐらいになると明らかになってくるかもわかりませんが、その準備とい

うのは白石町についてもやっておくべきだと思います。考え方の調整とか、そういうふうなことは大切じゃないかなというふうに思っています。

質問2の2点目に移りたいというふうに思います。

医療についてということですが、国保のことです。国保の財政基盤の安定化が優先課題とされ、保険者を都道府県に移行するという考え方はどのように今現在展開をされているのかというふうに思っています。このことを質問したのは、先ほども言いましたように、社会保障制度の改革の中で知事会というのがあって、知事会が、都道府県に移行するときに財政の基盤がなければ県は受け入れませんよというふうなことを随分議論をされていたという記事が、それも地方議会人の記事の中ですが、載っていました。そういうふうなところから、ある程度ずっと展開はされているのかなと私は思っていますので、国保の財政基盤、赤字を出さないためにはどうすればいいのかとか、そういうふうなことの検討というのは既にもうなされて当然のことじゃないかなというふうに思って質問をしています。

医療費の増加に伴って保険料が増加をしています。無保険者もふえていると聞いています。将来の生活に不安を感じたり、安定生活ができないなということで格差問題も生じています。白石町の国保運営については、ここ二、三年、これはきちっと3年間というふうなことで予算書の中にも今年度も取り上げてあります。全国的にも、総額でいえば3,500億円ほど一般財源から特別会計の国民健康保険のほうへ繰り入れをしてあるというふうなことも書いてありました。おとし、私が国民健康保険のことを質問したときに、国民健康保険がなぜこういうふうになるか、重大なことですが、どういふところに問題点があるかというのにお答えくださったのが、年齢構成が高いというふうなことが第1番目に上げられました。年齢構成というのは、退職者の人がいずれは国民健康保険に入るといふふうな流れもあるかと思えます。そして、所得の水準が低いというふうなことも上げられました。市町村間の格差もあるというふうなことも上げられました。そういうふうな3つの状況の中で、財政運営が大変不安定であるというふうなことを最後に締めてお答えくださったところでした。

そこで、もしも県内が統一ということになりますと、去年資料をいただきました。県内の状況の、医療費とかですね、水準が本当にばらばらでした。そのとき、多分資料の中には、白石町は、保険の率ですね、税率に関してと、それから医療費のことが上げてありましたけど、多分十五、六番目だったと思います。そういった中で、白石町はこのままがよかよねみたいなことを自分は感じていました。けれども、今度の社会保障制度の改革の中では、国民健康保険の財政基盤で赤字を出さないためにはこうしなさいというふうなことで計画の中にも上げてあると思います。そういった中での現在展開はどういうふうに行われているのかということ、県では例えば医療計画とかがなされているのか、市町村単位で説明会があったのかとか、何かその辺のところがよく見えませんので、説明をお願いします。

〇一ノ瀬清雄住民課長

お答えをさせていただきます。

国において、現在社会保障の充実、安定化と、また財政安定化を同時に達成するた

めに、平成24年2月に社会保障・税一体改革が閣議決定をされて、関係法案の一つとして、社会保障制度改革推進法の規定に基づいて設置をされました社会保障制度改革国民会議において、先ほど議員申されたように社会保障の4分野、少子化対策、医療、介護、年金、これについてさらなる改革の議論が行われてきたところでございます。

佐賀県においてでございますけども、国保の財政基盤が非常に佐賀県の保険者の中でも厳しい状況でございます。そういう中で、佐賀県におきましては平成22年12月に広域化等支援方針が策定をなされておりました、広域化に向けての実務者会議が開催をされてるところでございます。その後、平成24年9月に新たに佐賀県市町国民健康保険広域化等支援方針、これバージョン・ツーが策定をされ、広域化に向けた取り組みが現在なされてるところでございます。バージョン・ツーにつきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間の中で支援方針が示されているものでございます。

具体的な内容、施策等につきましては、事業運営の広域化といたしまして保険者事務の共通化、それに医療費の適正化の実施等でございます。この部分につきましては以前から実施をされておりました、医療費が高い市町につきましては分析等をしていただき、結果等を活用して医療費の適正化の実施につなげているものでございます。この部分についても平成23年度から実施がなされております。

次に、財政運営の広域化といたしましては、保険財政共同安定化事業の拡充ということがございます。現在においては、佐賀県では20万円以上の高額な医療費、レセプトにつきまして80万円を限度として共同安定化事業がなされております。80万円以上については、高額医療費の部分で共同安定化事業ということで2段階で実施をされておりますけども、この部分が平成27年4月1日からは、20万円の下限額が1年以上医療費がかかった分全てを見ながら県内の市町の保険税の平準化を図っていくというふうな方針でございます。

そういう中でもありますが、いろんな交付金また拠出金の中で今現在でも実施をされておりますが、多く拠出をする市町も出てきますし、交付を多く受けるとか、20市町の中で出すほう、いただくほうとか、そういうバランスがございます。そういう部分がある程度平準化をするという内容では県の調整交付金というのがございますが、これを活用いたしまして調整をしていくというふうな状況でございます。この部分については、医療費の定率分は5%、この部分は以前からも一緒です。それからまた、調整分が1%、その後取り組みに応じた助成ということで1%、これが県の調整交付金7%でございましたけども、24年4月からは定率の国庫負担が下げられた分、2%下げられております、34%から32%に、その2%分は県の調整交付金に上乗せされておりますので、7%であった分が9%になっております。それで、県のほうで、自由には使えないんですけども、平準化を目指す中で2%程度についても使っていくというふうなことになっております。

そういうことでございますので、国保の財政基盤の安定化を図るということで、県の移行については27年に国は法案を提出をされまして、平成29年度までをめどに国保の県移行への実施が予定をされているというふうな現段階でございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

着々と、とはわかりませんが、随分作業については進んでいるというふうに思いました。一番心配したのは、町村によって金額の負担が、おのおのの町民の負担も違いますし、医療費も違いますよね。そういうふうなところが一番、差額をどうするかというふうなことが、何年後には統一しますという見解があるかも知れませんが、それでもそれまでに行くまでに、今聞くところによりますと共同化安定基金とか調整交付金、これは何年か前からありますけれども、そういうふうなものの充実ということが図られているのかなという気もしたところです。自分の思っていたようなところがわからなかった点というのは大分わかってきましたので、徴収についてはどういうふうになるか、これまでどおり市町村でやって事業運営をするのは県がやるのか、そういうふうなところまでわかっていますか。

○一ノ瀬清雄住民課長

ただいま議員申されたとおりでございます。運営主体は県ということで、徴収等については市町のほうで実施をしていくというふうなことでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

どちらにしましても、国からのお金も消費税が上がるとなれば、最終的にはもうちょっと安定化基金等についても県だけではなくて国からもアップするような気もしていますが、その辺をいろいろ見きわめながら、国保の先ほどの債権ではありませんが、徴収率のアップに向けて努力をしていただきたいなというふうに思います。

質問の3点目に移りますが、これも介護保険制度のことですけれども、要支援者に対する介護給付は市町村へ移行するというふうに言われています。これについても先ほどと同じように不透明で、新聞の記事の報道が先に行って、とても心配をしています。お金の財源はどうか、そこら辺のところも支援については市町村でやらないといけないのかとか、認定業務はどうかとか、いろいろ不明な点がたくさんあります。そういった点を含めて内容等について、わかる範囲でいいですので、お答え願えればと思います。

○片淵敏久長寿社会課長

介護保険制度の中で、要支援者に対するこれまでの介護給付が変わろうとしているということでございます。この内容について簡単に御説明を申し上げますが、今現在、2000年から始まりました介護保険制度、平成12年からスタートしたわけですが、3年を一区切りとした1期でいきますと現在第5期の計画の期間になりまして、2年目に当たります。現在、スタートから14年目を迎えておりますが、平成27年度、1年ちょっと先になりますが、そこからの3年間は第6期ということになってまいります。

その第6期の計画からの介護保険の制度改正の件が、今、国のほうの社会保障審議会、その中の介護保険部会の中でいろいろ審議をされているところでございます。

その中で、要支援の方、今現在は要介護の認定を受けた方、要介護の認定が1から5まであるんですが、もう一つ軽い段階ということで要支援の段階がありまして、要支援の1、2ということで段階がございしますが、その要支援の方の現在介護保険で給付をやっておりますが、それを介護保険の中の給付ではなくて、地域支援事業といいまして、市町村とか保険者が行う事業のほうでできないかということが今審議をされておりました、介護保険の全体でいきますとなかなか保険者とか市町村のほうでの受け入れえは難しいだろうというところで、今現在、つい先日の審議会の中では、その中の訪問介護、ホームヘルプサービスと、それと通所介護、いわゆるデイサービス、この部分を市町村あるいは保険者のほうで事業として実施できないかというところが、今考えが上がっているところでございます。恐らく、1年ちょっと先には、この2件については市町村の事業という形で移行をしていくんじゃないかということを思っているところでございます。

ただ、この分についても国のほうでの経過措置といいますか、第6期が平成27年から始まりますけども、6期の計画の期間中である程度その方向性を固めて、実質的には第7期、その後の3年間ではきちんと移行をするというところでございますが、その準備段階として、急に第7期からすぐできますということにはなりませんので、第6期が始まりますと、市町村での取り組みというのが部分的にも試行錯誤をしながら進めていくという形になってくるというふうに考えております。いずれにしても、町単独でできるものではございませんので、今後の国の動向あるいは県、保険者であります広域圏の関係団体の状況を踏まえまして、その構成団体とも協議をしながら進めていくべき事業になってくるというふうに思っております。

○内野さよ子議員

これも不透明な部分があるということで、7期目ごろから現実味を帯びてくるというようなことでしたので、経過を見ながら、市町村事業にヘルパー部門ですね、デイサービス部門等も今でもやっておられるので、そういう延長みたいなもので、ただ人材についてが確保とか、そういうふうな問題もいろいろ出てきますので、その辺についてはいろいろこれから勉強されて、介護保険事務所との連携とかとりながらやっていただきたいというふうに思っています。

では、4点目に移りたいと思います。

最近では、時代の変化とともに、ひとり親世帯の子供の貧困問題や婚外子の問題などがあります。これらは、社会保障制度とも関連が深いけれども、白石町での現状と対策についてということで、資料請求もしていたので、簡単にお答えをお願いします。

○堤 正久保健福祉課長

お答えをさせていただきます。

ひとり親世帯の白石町での現状と対策というようなことでございます。御存じのように、白石町のひとり親世帯は増加傾向にあります。ひとり親に至った事由は、資料にもありますように、離婚を理由とした世帯が最も多い状況であります。しかし、時代の変化とともに、白石町でも婚外子を持つ未婚の母が増加をしております。今年度、

町内の児童扶養手当受給者のうち約13.5%を占めています。県全体でも、10年前と比較をいたしますと約2倍となってるようでございます。

対策としては、ひとり親家庭への支援について、児童扶養手当の支給、医療費の助成、各種資金の貸し付けなど、経済的支援を行っております。ほかに、税の軽減や保育料の軽減、JR通勤定期の割引など優遇制度や、職業訓練期間中の経済的負担の軽減を図る高等技術訓練促進費等の就労支援がございます。町といたしましては、必要なときに利用できるよう、制度の周知や支援策の情報提供により一層力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

ありがとうございました。婚外子のことについて私も質問をしていましたので、ここについて、未婚の家庭というふうなところの欄で27人いらっしゃるということで、こういう方たちにも補助は今やっというところのことですね。で捉えていいんですかね。

○堤 正久保健福祉課長

児童扶養手当とか医療費助成、これについては婚外子であっても同じように実施をさせていただいております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

この前の判決も出ましたけれども、9月4日にですね、婚外子の子供さんの遺産相続についての問題等がありました。こういった点で白石町はどうなのかなと思いつつながら、これから町内にどの程度の人数の方がいらっしゃるのか、債権のことも1点目に質問しましたけれども、こういう方たちが滞納についても悩んでいらっしゃる方もいらっしゃるんじゃないかなとか、いろいろ思いながらこの分まで質問をしたところで。この件については、今現在県内では、婚外子、未婚の方とかですね、どこの町でもやっというところのことですね。27人の方たちの児童手当とか、いろんな面ですてある。

○堤 正久保健福祉課長

先ほどの遺産相続の件ですけども、これは民法の話だと思っております。私どもが行っておる公的扶助等については、佐賀県、全国的なもので統一をされているものでございます。県全体、全国でも同様に行われている措置と思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

私の勉強不足でしたけれども、こういった点は大変いい制度だと思いますし、今からもこういう方たちもふえてきます。生活自体とかいろんな面で変化も出てきますの

で、こういうふうなことがほかにもいろいろ出てくることもあるかと思しますので、きちっと、相談をされると思います、町村にですね、こういうふうなことは。国とか県とかよりもいち早く、市町村にが一番最初に相談をされてくるので、その方たちが、いや、こういうふうなものは制度にないので申しわけないですけどもというふうなことではなくて、これからやっぱりこういうこともありきなのかもしれないという考え方で、こういう方面にも目を向けてやっていただきたいなというふうに思ったところでした。最後に課長、もう一遍お願いします。こういうふうな点、町長どうでしょうか。済みません。

○田島健一町長

先ほど言われますように、母子家庭においてはいろんな事由があるようでございます。離別だけじゃなくて、社会の状況を見ると未婚という方も結構いらっしゃるようでございます。結婚観とかいろんなこと、背景があろうかと思えますけども、私は社会保障の中でこのようなことについては差別することなくしていかにやいかんやろうというふうに思います。先ほど、民法の話もございましたけども、相続あたりでも昔の考え方と違ったような判決もされておりますので、時代の流れというものを酌んでいかないかんやろうというふうに思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

これで終わります。

○白武 悟議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

10時41分 休憩

10時55分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。通告に従い、質問をいたします。

まず第1点目に、学校給食における異物混入について伺いたいと思います。

去る11月25日、小学校での給食に異物が混入した件であります。12月9日、議会開会前に学校教育課より全議員に経過の説明がありました。また、本日の一般質問の前に教育長からも謝罪の言葉がありました。再度、一般質問させていただきます。この異物混入についての経過について御説明をお願いいたします。

○北川勝己学校教育課長

学校給食における異物混入についての経過の説明をいたします。

去る11月25日、町内の小学校1校でお昼に提供しました給食の御飯に異物の混入事案が発生いたしました。お昼12時40分ごろ、給食センターで調理、配送された給食の御飯を食べていた児童が違和感を感じ、口から出して担任に報告をいたしております。異物につきましては、長さ7ミリから8ミリ程度、太さは1ミリ弱の棒状の金属片1個でありました。当該児童につきましては、幸いにもけがはなく、学校医の診察を受けましたが、体調不良などの健康被害はあっていない状況であります。また、町内の各学校の全校児童・生徒に対しましても当日の給食について聞き取りの対応をいたしまして、異常がないことを確認をいたしております。

当日、25日13時10分に異物混入について学校側から給食センター及び教育委員会への報告を受け、直ちに学校現場へ向かい、児童の健康状態及び担任から事情聴取と金属片の確認を行いました。その後、14時30分に、佐賀県学校教育課及び杵藤保健福祉事務所に給食の異物混入についての第一報の報告を行っております。さらに、16時より杵藤保健福祉事務所と町の教育委員会、私たちでございますけれども、それと給食センター職員が、原因究明のため、製造ラインや機材、衣服等についての状況確認を行いました。杵藤保健福祉事務所からは異物混入防止の指導及び助言を受け、その際、金属片の分析を専門業者へ依頼するよう指導を受けております。

町の学校教育課内に教育長を本部長といたしまして対策本部を設置し、給食センター、学校の栄養教諭とともに対応を行ってまいりました。給食の製造ラインや機材などを点検しましたが、原因が特定できず、金属片について11月26日に佐賀市内の専門業者に分析を依頼しております。11月26日から9日間は、給食の主食として御飯のかわりにパンを提供いたしております。保護者の方々への対応につきましては、11月25日の異物混入に関して、その日に町内各小・中学校からメールによりまして事実の報告を行っております。翌日の26日に、保護者へ事案の概要とおわびの文書を送付いたしております。各学校についての指導といたしましては、11月27日に臨時の校長会を開き、危機管理マニュアルの指導徹底、教職員の共通認識、調理員への指導徹底など、再発防止に取り組むよう指導を行っております。12月9日より、原因究明と安全性の確認ができたということから、米飯による給食を再開してるところであります。

以上、経過の説明をさせていただきました。

○溝口 誠議員

経過はわかりましたけれども、原因は最終的に何だったんでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

原因についてでございます。異物の混入に関しましては、食材の納品から調理段階、学校での配食まであらゆる可能性が考えられるということから、11月25日に米の納入先でありますJAさが白石のほうにも念のため確認を行っております。米の精米につきましては、金属探知、色彩選別、磁石等を導入されておまして、異物混入の可能性については低いとのことでありました。11月25日当日及び翌日に、給食センターの調理場の緊急点検について配送員、調理員、職員で行っております。また、炊飯器の

納入先の業者に連続炊飯器と調理器具の緊急点検を依頼し、炊飯ラインシステムの総点検、米サイロ、昇米機、洗米機、浸漬タンク等の点検、炊飯用釜の点検、確認を行ったところでございます。

原因究明と混入した金属片の特定のため、炊飯納入先の業者に調理器具等の成分分析表を提出してもらっております。それとともに、佐賀市内の専門業者に依頼していた金属片の分析データ等を照合しました結果、主成分についてはアルミニウムと判明し、炊飯釜とほぼ同一成分であることが判明いたしております。この炊飯釜につきましては、熱伝導率がよいということと軽量で扱いやすいということからアルミ製となっております。幅が50センチ、奥行きが30センチ、高さが22センチの大きさで、米約7キロをガスで炊くタイプとなっております。この炊飯釜につきましては容器本体にふたをするタイプであります。原因といたしましては、ふたと接する本体部分の縁の部分に衝撃などにより傷が入り、その部分が徐々に押されて剥離して御飯に混入したものであると思われま。

以上が原因と思われま。

○溝口 誠議員

9月の議会で、私も学校給食のアレルギーについて伺いました。そのとき教育長も、アレルギーだけでなく事故というのは異物混入もあるということで答弁をされました。二度とこういうことがあってはいけないと思ひます。そういうことで、今後の対応について教育長のほう、よろしくお願ひします。

○北川勝己学校教育課長

学校給食による異物混入に対する今後の対策ということでござひます。混入いたしました異物の特定ができたということで、混入防止の強化策といたしまして、炊飯釜製造の会社のほうから職員の派遣をしていただいて現地での監視、作業状態のチェック及び配送員による炊飯釜の作業前、作業後の点検に加えまして、各学校へ配送する食缶への移しかえ、その直後についても点検を実施することといたしております。また、金属片の混入の原因が炊飯釜本体からの剥離ということでござひますので、緊急に炊飯釜を取りかえることといたしました。

給食全般に関する対策といたしましては、給食センター並びに単独の調理場につきましても供用できる詳細マニュアルを作成しまして、異物混入防止に努めることといたしております。具体的には、1つ目が食材料の研修の徹底、それと2番目に、調理過程での遵守ということで調理場内の床、窓、扉、そういったものの汚染や破損がないかの確認、調理場における調理器具等の点検の強化、それと調理員、嘱託員の遵守事項といたしまして調理場に入る前の日常の被服等の点検の徹底、作業における遵守事項といたしまして出入り扉の開放の禁止、それと各調理段階での細心の注意ということでござひます。3番目といたしまして、給食センターから各学校への配送過程における点検の徹底、4番目といたしまして、異物混入の防止と児童・生徒に対する指導、以上のような異物混入防止対策を講じることといたしております。今回の事例を教訓といたしまして、給食センター、自校式の調理場を含めまして、危機管理関係の

マニュアル等の徹底と研修強化等で安全・安心な給食の提供に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○江口武好教育長

今、今後の防止ということでは課長が答弁したとおりでございますけど、教育委員会の構えとしまして、とにかく学校給食というのは非常に多くの食材を搬入をいたします。今、共同調理場、給食センターから5校に配送しております。あとは単独校の調理場でございますけど、そのそれぞれのセンター、単独校調理場におきましてさまざまな器具それから調理用具、器具等がたくさんあるわけです。それを実際に使って誰が調理をしてるのかということ、調理員がしてるわけでございます。ですから、器具、用具のハード面の点検等をどうしていくのかということと、それから実際それを使って調理をする調理員さんのヒューマン的なエラーをいかになくしていくかと、そういう両面から考えていかななくてはいけないかなど、このように教訓として考えているわけです。

とにかく学校給食というのは口に入るものでございます。いろんな食材を搬入いたします。そして、米、米飯だけでも、貯米、米をためる装置、それから洗う、洗米、そしてそれを炊き上げる、そしてほぐすと、そして配送用に分けると、そしてそれを学校に持って行って、その学校でどうするか、さまざまなプロセス、過程というのが考えられます。ですから、ハード面それからソフト、人的な面、その両面からもう一回、基本的にマニュアルというのはつくっておりますけど、そこを見直しながら今後対処して危機管理に努めていければなと思っております。

学校給食は、御承知のように、異物混入だけではございません。非常に今アレルギーについても本町も課題を抱えております。そして、食中毒というのも、非常にこれはあってはならないということで、そういった意味で総合的にもう一度構えて、そして見直していければなと、そういうふうに教育委員会では考えております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

二重、三重の厳しい目で対処をしていただきたいと思います。

それでは、2点目でございますけども、火災放送と防火用水について伺いたいと思います。

最初の火災発生時の放送については、前日、川崎議員が質問をされました。その中で答弁がございましたので、割愛をさせていただきます。町民の要望が強かった件でありますけども、新たな方式で放送をするということでありました。新しい体制で放送されて、いろんな問題点がまた出てくると思いますけれども、またその時点ですっかり住民の皆さんの意見を聞きながら、本当に的確な、火災時に住民の皆さんに伝えるようお願いをしたいと思っております。

2点目でありますけれども、消火栓、防火用水の現状はどうなっていますでしょうか。

○百武和義総務課長

消火栓、防火用水の現状はという御質問でございます。議員のほうから資料要求がございまして、事前に白石町内消火栓、防火水槽の一覧図をお配りをいたしておりましたが、町のほうで持っております図面がこの図面しかなくて、非常に小さくて見にくいのを御了承いただきたいというふうに思います。

ここで示しておりますのが、赤丸が消火栓でございます。緑四角が防火水槽でございます。現在、町内には消火栓が229カ所です。防火水槽が58カ所整備をいたしております。地図を見て大体おわかりになるように、消火栓、防火水槽につきましては、近くに消防水利がなくて、また家屋が密集したところに多く設置をいたしてるところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

町内でも大きな火災が夏以降3件起こりました。9月3日には北明で火災がございました。このとき、前々日ぐらいに台風が来まして、強風が吹いておりました。台風が過ぎて強風がおさまったときの火災でありまして、風がなくて延焼を免れることができませんでした。私もそのときに、火災のときに現場に駆けつけまして消火の様子を見てまいりましたが、火災現場の近くの川でしたが、そこに地元の方がいらっしゃって、水があったからよかったと言われた。それはなぜかといえば、用水路の泥土を火災のある前に上げておったと、だから水が確保できた。これが上げてなかったら1センチか2センチしか水がなかったということで、水があったからよかったという、そういうお話がございました。また、住ノ江でも住宅が火災がございまして被害に遭われましたけども、住宅の前に川がありましたけども、そこも水がなかった。住宅の反対側、堤防の有明海、住ノ江川ですね、あそこのところへ満水時でありましたので、水がなかったもんですから海水をかけた。で、海水をかけれたからあれだけの軒数で済んだけども、海水がもしなければもっと延焼をしていたらろうという地元の方のお話でございました。

嘉瀬川ダムから水が来まして、用水路にはなるべく水をためないようにということでもありますけども、いざ火災になったとき水がないという状況でございます。特に、白石の町でもそうですけども、役場の南側に地沈水路14号がございまして、207号線をつき切って向こうのどこまでいく、その207号線に沿ったところに枝の川があります、14号から。それから約400メートルぐらいのところがございまして、ここも泥土が堆積して、いつも土が、底が見えてるという状態でありまして、泥土があるために防火用水として使えないと、いざ火事があったときに、で、消火栓も1つしかない。非常に地域の住民の方は困ってます。その泥を上げるにしても、両面コンクリートであって、田んぼであれば上げることはできるんですけど、上げることもできないという状況で、何とか、いざというときに防火の用水が地元としては必要だという話がございました。ここだけじゃないと思います。そういうところは白石町にもまだまだたくさんあると思います。

そういうことで、この場所が一番低地なんですね。大雨のときはつかるということで、日ごろから水をためておくと、いざ大雨になったときはすぐあふれ出すと。床下、床上になると。だから、いつも落としかんばいかん。そういうことで、落とすと今度防火用水の水がないという、非常にイタチごっこみたいなですね、そういうことでなっております。そういうことで、何とか川を、全部泥上げはできませんけども、一部分、防火用水としての機能を持たすために泥上げをすとか、そういうことができないものかなというところで私は思いますが、いかがでしょうか。

○百武和義総務課長

特に、防火水利としての水の確保ということで、用水路等の泥土のしゅんせつ等はできないかという御質問だというふうに思いますが、消防の水利につきましては、特に消防団のほうから地元の水利委員さん等に水の確保をお願いもしておるところでございしますが、消防水利確保ということでの水路のしゅんせつ事業ということは今町のほうでは行っておりませんが、先ほど言われた、北明地区でしゅんせつをしておいたからよかったということと言われましたけども、これについては地元のほうで農地・水事業とか、そういったことを活用していただいてしゅんせつをしていたものというふうに思っております。

先ほどの207号の横につきましては農地・水事業の対象地域ではないのかなというふうに思っておりますけれども、そういった公有水面につきましては町のほうで道路等環境整備事業の補助制度というものがございします。これをぜひ活用していただいて取り組んでいただきたいというふうに思っております。どうぞ役場のほうに御相談に来ていただきたいということで考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

先ほど言いましたように、嘉瀬川ダムが来て水路の水を落としてるという状況で、今までとはちょっと違うと思います、状況がですね。今まではある程度水がありましたから、川から放水ができました、消火のために。だけど、水がないということで、防火用水と消火栓の配置を出していただきましたけど、もう一回各地域ごとに見直しをしないと、実際火事があったときに役に立つのかと。役に立たなければ何の意味もございません。だから、水が以前よりないということを頭に置いて、もう一回地域ごとに総点検をやるべきではないかなと。これは住民の皆さんの命と財産かかわってきますので、大事なことでありますので、どうか総点検を、もう一回見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○百武和義総務課長

防火用水確保のための総点検をという御質問でございします。これにつきましては、町のほうでは、原則的にその箇所から200メートル範囲内に消防水利があるようにということで消防水利なり消火栓、防火水槽の配置については考えているところでございます。そういったことで、水路の防火用水の確保につきましては、地元を熟知しま

した消防団、特に消防団のほうに御協力をいただきながら、もう一回地元の水利委員さんたちとも協議をしていただいて、水利の調整をぜひお願いしたいということで考えております。

年に2回、火災予防週間がありますけども、その際には地元消防団のほうで水利の確認等もしていただきながら、水利が低いところについては地元の方に御相談をしたりもしていただいておりますけども、そういったことで今後も防火用水の確保については進めていきたいということで考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

北明でもう一件火災がありました。その場所は、消防団から聞きましたけども、ホースの延長に次ぐ延長で、こんなにつないだことはなかったというお話を聞きました。どうか、そういうことで対応をよろしくお願いをしたいと思えます。

続きまして3点目でありますけれども、国民健康保険財政の健全化でございます。

医療費の増大、そしてまたそれによって国民健康保険税率がアップしましたが、当町でも年間約1億円近くの赤字となっております。本年の11月分まで、約8カ月間ですけれども、前年からすれば2,038万円ふえております。この国民健康保険財政の健全化、どう取り組まれていきますか。よろしくお願います。

○一ノ瀬清雄住民課長

御質問の件でございます。国保財政の健全化はどう取り組んでいくかということで、御質問にお答えさせていただきたいんですが、先ほど議員申されたように、これまで年間で1億円程度の赤字等がずっと発生をしてまいりました。それで、昨年12月に国保の税率を改定をさせていただき、ことしの6月から集合税の形で国民健康保険税を被保険者の世帯の皆様方から納付を賜ってるところでございます。そういうことで、税率の改正、またこれまでは赤字の部分について繰上充用等をさせていただいておりますけども、今年度は当初予算に財政補填の予算を計上していただき、8,000万円の財政繰り入れをお願いしてまいっている次第でございます。そういう部分も含め、また税金の確保、そして保健事業、特に特定健診、人間ドック、脳ドック等々で保健事業を充実、またいろんな周知等を図りまして、町民の皆様、被保険者の皆様方へ健康の大切さを訴えて医療費の節減、適正化に努めている状況でございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

医療費の適正化に努めていると。今、現実的には赤字がふえてるという状況でございます。ですから、このままいけば、これはふえていくことは、町の財政を圧迫してですね、そういうことは間違いない、何らかの方策をしていかないと、これは減っていかないんじゃないかなと、そう思います。

実は、厚生労働省が9月10日に、2012年に全国の医療機関に支払われた医療費が過去最高、38.4兆円になったとも発表しました。団塊の世代が75歳を超える25年には約

54兆円に達する見込みと。医療水準を維持するとともに財政の改善が課題となっているということです。こうした中で、診療報酬明細書、レセプト、この活用によって医療費適正化に成功しているところがございます。これは、広島県の呉市でございます。

この呉市は、実は人口が24万人、白石の約10倍でございます。65歳の人口比率が31%、白石町は29%近くでありますけれども、それ以上でございます。同規模の人口の都市では高齢化率が全国第1位という、呉市はですね。そういうことで、呉市は東洋最大の軍港都市として知られていました。でも、今は地方都市として高齢化に悩むところでございます。そこで、当時医療費も膨れ上がり、2008年には1人当たりの年間医療は約60万円かかっていたそうです。当白石町では23年では35万4,000円、倍近く呉市は1人当たり医療費がかかった。4割近く全国よりも高かったという、このままでは自治体自体の経営が成り立っていかないと、財政が破綻してしまうという危機感でありました。

そういうことで、呉市は医療費適正化へ本格的に取り組みをされたという先進的なところでございます。これは何をしたかといえば、国民健康保険加入者のレセプト、先ほど来診療明細書、これをデータベース化して患者が処方された医薬品や診療内容を把握し、独自に分析して、医療費への軽減に効果があらわれた患者を対象に、服用している先発医薬品を安価な後発医薬品、ジェネリックですね、ジェネリックに切りかえて負担を軽減したということで、この対象者に対して7割がジェネリック医薬品に切りかえて、薬剤費の軽減額はこの5年間で約5億円、1年間に1億円軽減ができたそうでございます。

当白石町でもジェネリックの軽減を推進されてます。利用されてる方に通知をして、一般被保険者は84名、退職被保険者12名、96名の方に年2回通告をして、なるべくジェネリックを使っていただくようにということで啓発をしてあるそうでございますけれども、ジェネリックで当町はどのくらい年間軽減できているか、よろしくお願ひします。

○一ノ瀬清雄住民課長

ジェネリック医薬品を使って医療費の節減に努めるべきということで御提言いただいております。効果がどのくらいかということでございます。資料請求をいただいておりますので、ごらんいただければと思っております。この資料につきましては、平成24年12月から平成25年9月の診療分の調剤分でございます。1年間通しておりませんが、10カ月分でございますが、この分についての医薬品の利用差額の効果の一覧表ということでお示しをさせていただいております。

上の表は国保の一般、下が国保の退職という表でございます。文字が小さくて見づらい点、御了承いただきたいと思っておりますが、この表の国保一般で申し上げますと、一番上にデータの件数、それに医薬品数、それから薬剤の量、額、それと自己負担額、最大効果額ということでお示しをしておりますけれども、データ件数とか医薬品とかも必要なんですけれども、薬剤量、額という中で全体で2億5,700万円程度でございます。そのうち代替可能先発品ということで、ジェネリック医薬品に変更をしてもよろしいですよというふうに出される処方箋でございます。これが8,200万円程度ご

ざいます。それと、代替不可先発品は、これはジェネリックにはかえることができないというのが1億5,300万円、後発品と書いてありますけど、これは既にジェネリックを病院、薬局等でお支払いした部分が2,100万円程度ございます。

そういうことで、最大の効果額としておりますが、これが先ほど申した代替可能先発品の8,200万円の中で、全て後発のジェネリックの医薬品にかえた場合は4,500万円の効果が発生しますという内容です。そうした場合、全額7割が保険者負担ではございませんが、3割程度の部分については白石町の国保が、3,400万円程度の費用対効果が発生すると。そして、患者さん本人さんは1,000万円程度の医療費が安くなりますという内容でございます。それを一般と退職合わせますと、最大効果で、10カ月でございまして、白石町としては3,700万円、患者さん御負担していただく部分については1,100万円程度の効果が発生する。

先ほど、議員申されました部分について、国保運営協議会等でお示しした資料で申されたかと思っておりますけども、年に2回医療費通知を発送させていただいております。一番当初に発送いたしましたのが、平成24年4月分のレセプトを4カ月おくれで平成24年8月にお知らせをいたしました。そういう内容で、ここには毎月発送というか、全部の月々の表示をいたしておりますけども、差額通知をお知らせするのは年2回ということで、ここが一番下のほうに注意書きに書いておりますけども、後発医薬品の利用差額通知の対象品名ということで8品目でございます。強心剤とか血圧降下剤、血管拡張剤、高血圧の症用剤、副腎ホルモン剤、糖尿病用剤、この6品目については基本的な品目でございます。国保連合会のほうで県内20市町、白石町も含めてでございますけども、レセプトのデータ管理をして、ジェネリックの薬剤の差額通知等を希望する市町に提供していただいております。そして、白石町としてはまた別に、催眠鎮静剤、抗不安剤とか血液凝固阻止剤、これは2つの薬剤ですけども、この分を独自に追加をさせていただいております。

そういうことで、実際、効果という部分については、最大効果は先ほど申しましたけども、ジェネリックにかえていただければこんなに安くなりますよというのを先ほど申された人数の方々にお示しをしておりますけども、それでその方が病院で先生に御相談されたり、薬剤を薬局でジェネリックにかえてくださいということでおっしゃってかえられたという部分は、申しわけございません、何名がそれでかえられたかというのは調査をいたしておりません。そういうことで、ジェネリックの周知等については今後も充実をさせてまいりたいと、このように感じてるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

最大効果で3,700万円、自己負担で1,100万円という、すごい金額になります。そういうことで、さっき言われました通知が町内で96名ということで、もっと対象者はいらっしゃるのではないかなと思います、この8品目ですね。もっともっと啓発をしていけば、ジェネリックにかえてみようと、自己負担も減りますので、また町の国保から投入する部分が減りますから、こういうのをもっともっと拡大をしていく、啓蒙していくということが適正化につながっていくのではないかなと思いますので、どうか

よろしくお願いをしたいと思います。

で、ジェネリックだけではございません。レセプトを利用して、医薬品の利用促進だけじゃなくて保健師や看護師による訪問指導、医療機関での過度の受診を抑制することにも効果を発揮してるということでありました、呉市はですね。要するに、訪問指導の対象はどういうことをしてるかといえ、1つが、月15回以上受診をしている、2日に1遍受診をしている人、それからまた2点目が、同じ病気で月に3つ以上の医療機関で受診をしている人、3点目、併用禁止の薬を服用している可能性がある、などに該当する方に、訪問指導によって適正にアドバイスをして適正な治療をしていただくと。こういうことで、かなりこの面で軽減ができたそうで、特に平成11年度では、重複受診者の場合は1人当たりの診療費軽減額は最大で61万円です。月15回以上の通院患者全体では、年間2,294万円の診療費を軽減できたということでもあります。そういうことで、保健師や看護師によるレセプトを利用して訪問指導をしていくということは当町ではどうされてますでしょう。

○一ノ瀬清雄住民課長

重複また頻回受診者等への訪問指導状況はどうかということでございます。実際、重複診療とか頻回、長期の入院者等について、レセプトを利用してその分の抽出等は行っております。そういう中で、私たち国保の部分のみではどうしても対応できませんので、保健福祉課さんのほうの保健師さんあるいは管理栄養士さん等をお願いをして、訪問をお願いしてるところでございます。また、特定健診の実施を国保でさせていただいておりますけども、その分の結果が出た中で、特定保健指導等が必要な方々についても保健師さんのほうで対応をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

また、治療費が高額になっている糖尿病性腎症の重症化を予防する事業にも力を入れてあると。要するに、糖尿病から悪化して人工透析をしなければいけないような、そういう方、これは年間大体医療費が500万円かかるそうでございます、1人当たり。これが、糖尿病は今現代病で、非常に糖尿病の患者の方もいらっしゃいますが、予備群もたくさんいらっしゃいまして、これが透析をする可能性があるということで、レセプトを取り入れて予防的に、透析をしなければいけないような方をレセプトから抽出をして、そして指導をしていく。予防治療をしていくと、透析をしなくていいようにですね、そういうこともできる。

要するに、レセプトというのは全部情報が入ってます、その患者さんのですね。これを最大限に活用していくと。さっき言いましたジェネリック、それからまた訪問指導をして多重診療をしないとか、それからまた先ほども言いました糖尿病が透析をしなくていいように最初からプログラムを組んで、レセプトから抽出をして、それで指導をしていくとか、とにかくレセプトを活用すれば医療費がものすごく軽減できる方がございます。どうか当町でもそういうことをしっかり取り組んでいかないと、最初に言いましたように、赤字だから、赤字だから、そのまま、今までいろんなことや

ってますと。だけど、赤字はふえていく。現実的に減らしていくことをしなければ、これはそのままずっとふえていくことは間違いないです。何とかそういう努力をしていくことが大事ではないかなと、そう思います。抜本的に変えていかないと、これは解決できない。先ほど言いましたように、高齢化が進んでいますので医療費が絶対伸びることは間違いございません。そういう努力をしていかなければいけないなと思います。

それから、次の点でございますけども、健康マイレージについてお伺いさせていただきます。

健康マイレージの取り組みということについて、健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージの取り組みが今注目されております。町民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域のコミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな政策であります。

これは、日本一健康文化都市を掲げる静岡県の袋井市では、健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年度から全国に先駆けて実施をしております。健康チャレンジ！！すまいる運動ということで展開されてます。これは、対象者は市内の在住、町内ですね、在住、在勤者、在学、15歳以上、中学生を除くとなっております。この参加方法は、はがき型のカードを利用するすまいるカード、それからまた携帯電話やパソコンを活用するe-すまいるの2種類であります。日ごろの健康づくりとして自分に合った、1つが運動、2つが食事、3、ウォーキングの目標をみずから立てて、その実践記録を市に報告を提出するとポイントがたまる仕組みになってるそうでございます。この期間は、7月から11月の5カ月間をポイントを付与する重点期間として、1人当たり最大509ポイント、1ポイントが2円だそうでございます、1,018円相当がたまるように設定されています。このポイントの使い方もいろんな使い方がございます。体育センターなどの公共施設の利用補助券や商品券、お食事券など、それからまた民間の登録したサービス券にも交換できる。また、市が認定した学校、幼稚園、保育所などに寄附することも可能です。健康づくりに取り組むことで人も町も元気で社会貢献もできるのが特徴であるということで、非常に健康に対しての意識が高まってきているという状況がございます。

今、いろんな形で当町でも健康づくりで取り組まれていますけども、このポイント制度、マイレージ制度をぜひ取り組んでいただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○一ノ瀬清雄住民課長

健康マイレージの取り組みについてということで御質問いただいております。健康マイレージ制度は、住民の方が主体的に健康づくりに取り組み、生活習慣の改善などにつなげていく運動かと思っております。健康マイレージ制度の取り組み内容につきましては、日々の運動や食事などの生活改善、健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティアなどの社会参加を住民の方々が行き、それに伴って市町で決めた

ポイントを加算をいたし、ポイント数に応じた特典を付するものかと思っております。ただいま静岡県の袋井市の内容等を非常に詳しくお示しをいただきました。本町といたしましても、健康マイレージの取り組みについては、今後保健福祉課など関係課と協議をしながら検討をしてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

国民健康保険の医療費の適正化ということと町民の健康を守るということで、最後に田島町長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○田島健一町長

国民健康保険の健全化に向けたレセプトの活用であるとかマイレージの取り組みについての御質問等がございました。議員御指摘のとおり、財政が厳しい状況でございますので、いろいろと私どもも検討していかないかんといいうふうに思っております。ましてやレセプト活用については、先ほども金額等々も示しましたとおり、大きな額になるというふうに認識いたしております。そういうことから、町全体といたしましても、先ほどのお話しありましたように、予防の段階からいろんなことを使ってみたいというふうに思っております。また、健康マイレージにつきましても、袋井市の例を示されましたけれども、いいものは私たちも取り組んでいかないかんといいうふうに思っております。先ほど課長が申しましたとおり、関係課ともども庁内で協議しながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○溝口 誠議員

町民の健康をぜひ守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○白武 悟議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

11時50分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。岩永英毅議員。

○岩永英毅議員

午後の一番眠いときになろうかと思っておりますけれども、議長の許可を得ましたので、ただいまから通告に従い、一般質問をいたします。

町長は、2月就任され、4月から精力的に町長と語る会をこなされておると思いま

す。今までに何カ所実施されたかお伺いをいたします。

○相浦勝美企画課長

町長と語る会、何回実施かということでございます。ことしの4月27日から廻里津の公民館で第1回目を開催いたしました。そして、先月の11月26日、白石4区の皆さん、福田北公民館に集まって語っていただきました。今まで30回実施したところでございます。

以上です。

○岩永英毅議員

約8カ月で30回ということでございますが、その中で一番多かった意見とか要望は何だったのでしょうか。

○田島健一町長

先ほどから町長と語る会の御質問でございます。先ほども企画課長がお答えいたしましたとおり、これまでに30回を開催したところでございます。白石町は広うございます。深浦あたりの、須古とかですね、山つきのほうから有明海に面する海岸線まであるわけございまして、私は一般的に同じような意見かなというふうに思っておりますけれども、広い白石町でございますので、地域に特化した要望、意見等々もございました。端的に申し上げますと、下の方たちは水の問題、山つきの方たちにおいてはイノシシとか土砂災害、そういった話をされました。そういうことで、地域によってもいろいろあるなというふうに思ったところでございます。

どのような要望、意見が多かったかということでございますけれども、生活に密着したところ、例えば町道、農道を初めとした道路が狭いよとか、傷んでるよとか、そういった話、それともう一つは水の問題、浸水、冠水するからどうにかしてくれというような話、社会資本、インフラ、こういった話が多かったんじゃないかなというふうに認識をいたしてるところでございます。

以上です。

○岩永英毅議員

私は、そういう中で、広い中でも、録画あたりを見ておりますと、前出の2議員、川崎議員あるいは溝口議員からも話があってございましたけれども、防災無線の聞こえにくいという状況じゃなかったろかというふうに思います。先般、総務課長の全協での説明では若干改善しましたよという話がありましたけれども、前出の2議員の答弁にはそこら辺がございませんでしたので、その辺を総務課長、もう少し具体的に、こういうところは改善しましたというのを紹介してほしいというふうに思いますが。

○百武和義総務課長

防災無線のことでお尋ねでございますけれども、特に防災無線で改善をした点といたしますと、火災発生時の放送、これについて全協のときも御説明をさせていただきますし

たけども、これまでは杵藤地区広域市町村圏組合が平成18年に運用を始められたシステムを利用して、119番により通報を受けた消防本部の指令センターから機械の自動発信、機械の音声によって消防署、役場、消防団幹部等に電話連絡があり、これを受けて役場のほうから、防災行政無線屋外スピーカーを使いまして、大字名とか行政区名、また目標物の方角と距離をお知らせするというので放送をしておりましたけども、非常に場所がわかりづらいので個人名を言ってもらえないかということでのいろんな要望がございました。これを受けまして、今のやり方にプラスして、第2報という形ですけども、個人宅名を確定をしましたところで第2報で個人宅名をお知らせするという方法に変更して進めることで今お話をしたところでございます。

そういったことで、これについては、つい先日、3日前ですかね、火災が発生いたしまして試験的に放送させていただきましたけども、町民の方からはそのときは特に御意見等いただいておりますけども、今後いろんな意見が出てくるかと思っておりますけども、そういったことを含めながら、またよりよい方向に改善もしていきたいなということで考えております。

以上です。

○岩永英毅議員

そういう知恵を働かせれば、この改善は数億円かかるという話が、第2報で知らせることができたら費用をかけないで改善できると。こういうのもございますので、そこら辺の、町民の声が多かったら金をかけずに知恵を出して、いかにしてできるかというのを考えるのが執行部の皆さんだろうと思います。このことだけに限らず、横の連携をとりながら知恵を出し合って執行していくと。その辺を町長と語る会で酌み取っていただきたいなと。職員の皆さんには少し耳が痛いかわかりませんが、それが前向きな執行体制じゃなかろうかと、こういうふうに思います。

特に、防災無線については、先般、職員の中で調べられたという中で、回答のあった52%が聞こえなかったという事実があるわけがございますので、この辺も何とか対応をしていただかないと、外の分も、実は3日前ですか、月曜日の放送についても、私たち干拓の事務所の中だったから聞こえなかったのか、私も町長も多分聞こえてなかったと思います。ちょうどあそこにいた時間帯でしたので、帰ったらこういう放送があったよという話でしたので、あの電波状況、雨は降ってございましたけれども、障害のない地区で聞こえなかったというのもあります。どこにスピーカーがついてるかわかりませんが、その辺の対策は今後どのように考えておられますか。

○百武和義総務課長

防災無線の考え方について御質問でございます。これ昨日も申し上げましたけども、災害発生時等の緊急の情報伝達手段といたしましては、これまで御説明してきましたように、これまで行ってきました防災行政無線、屋外スピーカーでの伝達が十分ではないということから、全世帯を対象に戸別の受信機の設置ということを検討をしておりますところでございますけども、とにかく外におられるときは屋外スピーカー、家の中におられるときはこういった戸別の受信機、それとあと携帯電話の緊急速報メール、

それとあとケーブルテレビとか町のホームページ、広報車、こういったことを利用して、できるだけ100%に近い形で町民に伝達できるようにということで考えておるところでございます。

ただ、戸別の受信機については、これまで申し上げておりますように、その方法が一長一短ございまして、ラジオ含めて無線方式、有線方式、そういった課題もございます。それから、今申し上げました手段で十分かという問題もございます。そういったことで、戸別受信機の整備につきましては多額の費用がかかるということから、どの方式が一番いいのか、住民の皆さんの御意見を聞くなど、今後の方向性の検討を進めていきたいということで考えております。

以上です。

○岩永英毅議員

なるほどいろんな送達法があろうかと思えます。また、電波法との関連もあるし、電波の種類もいっぱいあると思えます。ただ、今あるのが半数以上聞こえないというのは、どこかに欠点があると思えます。設計上なのか、あるいは機具の関係か、電波の機能の関係か、そこら辺の究明をしてからその対策を打たないと、また無駄な投資になるんじゃないかというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○百武和義総務課長

今、設置をしております防災行政無線の屋外スピーカーについては、設置時点では町内の80%をカバーできるということで設置はしております。そういったことで、その確認もなされているかとは思いますが、ただ先ほど言いましたように、雨が降っていて窓とかを閉めていたとか、それからあと風向き等で聞こえにくいとか、それからうちのほうで、聞こえにくいから高う言うぎんたどがんやろかということで、つい最近最高にマイクに口を近づけて放送をしました。そしたら、今度は余りに音量が高過ぎてハウリングが発生したり、非常に難しいところございまして、その辺もいろいろ研究しながら今進めておるところでございます。ただ、先ほど言いましたように20%はカバーはできていないという状況でございますので、なるべく100%に近づくような方策を検討するというところで進めています。

以上です。

○岩永英毅議員

当初の設計が80%というのは、実は私も70%と聞いて、そんなときにはもう設置されておりましたので時既に遅しでしたけれども、防災無線が100%聞こえるような設計をしないで、それで防災無線かというふうに感じるわけです。今は80%という回答でしたけれども、防災無線は100%、120%聞こえてその機能を果たすわけですので、そういう設計をびしゃっと基本的にすべきじゃないかというふうに考えますので、次の項にも関連しますので、行政放送も同じような考え方で同時に進められたほうがいいんじゃないかというふうに思えます。ケーブルテレビは地デジ対策でされておりますけれども、ケーブルテレビで行政放送をして、今町民の皆さんがどれぐらい満足して

いるか、その辺は感覚的にでも結構ですので回答をしていただきたいと思います。企画課長、どうでしょう。

○相浦勝美企画課長

今、放送をしておりますケーブルテレビ、町民の皆さんはどれぐらい満足してるかという御質問でございます。今、音声プラス映像によりまして、ケーブルテレビを利用して1日3時間の行政放送を行っております。朝は6時半から8時半、15分番組を8回、夜は9時から10時まで、15分番組を4回、同じ番組ですけども、1日12回、3時間の放送枠をいただきまして、いろんな行事予定など、いわゆる行政情報を放送している状態であります。この放送の内容は、白石町役場だよりといたしまして1週間に1本、15分番組をつくって1週間放送するというところでございます。内容は、各課からのお知らせあるいはしろいしナビ、このしろいしナビでは町内の中学生、高校生にナビゲーターとしていろんな行事などを紹介をしていただいております。あと、ゆうあい図書館だより、あるいはあつまれ！仲間たち、あるいは今週いっぱいの相談会あるいは行事予定などを映像を使って放送をしてるわけです。

満足度というのは正式に調査したことはございませんが、6月からはこの放送の魅力アップ事業に取り組んでおりまして、職員だけではなく外部の職員にもお手伝いをいただいてこの番組の制作に当たっているところでございます。6月、7月当初は、とにかく映像が安定してるということで非常にいい評判のようでした。しかし、全世帯で調査したわけではございませんが、ケーブルテレビの加入率も3,702世帯、48.1%の普及率でございます。半分にも満たない世帯に対しての行政放送でございます。どれぐらいの満足度かわかりませんが、まず加入促進をして行政放送魅力アップに努めていきたいと今考えてるところです。

以上です。

○岩永英毅議員

今は、ファイバーケーブルで非常に鮮明な画像あるいはあらゆる機能がついております。今、双方向の時代です、テレビもですね。その中で、今のケーブルテレビ、議会中継、これについても非常に画像が悪い。それから、先ほど午前中もマイクが入ってるか入ってないかと。そういう機能的に今の行政放送といいますか、そういうのが告知放送をされてる分は非常に画像がよいということですけど、それはカメラが違うわけですか。

○相浦勝美企画課長

いわゆるデジタル放送ですけども、議会の中継の放送はアナログ式だと聞いております。

以上です。

○岩永英毅議員

ある町民からは、議会放送が非常に見づらいと。何かカラーもぼけているようです

もんね、私も見たんですけれども。アナログのカメラだそうですけれども、変換のときに修正はきかないというようなことで、設備そのものがもう少し検討すべきでなかったかなというふうに思いますけれども、これから行政放送をしていく上でもその点の注意も払っていただきたいなど。先を見て設備等はしていかないと、地デジ対策も白石、福富で約9億円はかかっておるわけですから、国費が補助になったといっても、それも税金ですから、我々の税金は始末して使わんと、国民みんなの税金ですから、その辺は十分価値観のある使い方をしていかないかんというふうに思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○相浦勝美企画課長

1日3時間枠の行政放送は間違いなくデジタル放送で、何の引けもとらない映像ということは確約されておりますが、この放送に限っては生放送で、この映像をそのままリアルタイムで放送してしますので、デジタル対応とはなっていない接続費と思います。それで、議員御指摘の映像がかなり悪い、色も余り出ていないというのは、間違いなくアナログ対応だからだと思います。これを改善するにはということですが、この議場の設備、これを録画する設備の変更しかないと思います。

以上です。

○片渕克也財政課長

こういった情報等の設備につきましては非常に日進月歩というか、技術革新が著しいものであります。まず、防災行政無線、当時構築したときは恐らくトップレベルの技術であったろうかなと。また、最近では8メガというのが非常に最新技術で、ある程度のビルの中も電波が通っていくというような、こういった最新技術がまた開発されているというふうな流れでございます。また、ここの設備に関しましても、当時はこのくらいで、まず議会の映像ということをしておらなかった時代でございますので、このくらいの技術でというふうなところでやっていたことだと思います。確かに、先をずっと見込んで投資をしていけば一番できるんですけども、時代がずっと進んでまいりますので、そのときそのときに合わせていくというのは財政的にもかなり難しい問題が出てくるかと思っております。

以上です。

○岩永英毅議員

その当時の最新技術というのはちょっと当を得ていないというふうに思います。もうその当時デジタル通信はやっておりましたので、双方向もやっておりましたので、最新技術じゃないと。ただ、今後、防災無線と行政放送は切り離せないというふうに思います。1つの設備を使って行政放送までやっていかないと、費用対効果は出てこないと思います。防災無線を100%聞こえるようにして、そしてケーブルもあわせて発信していくというような方向に持っていかないといけないと思います。

実は、先般、総務委員会で永平寺町に視察に行きましたけれども、あそこは行政放送をどこからでもできる、例えば町長が東京に行っってスマホで緊急放送を流せる

というような設備もされておりました。そういう技術の先取りと申しますか、ITを駆使した世の中になってますので、その辺も皆さん勉強してもらって先取りをしてほしいなど。役場職員の重役ですから、課長さんたちですから、そういう知恵を出してほしいなどというふうに考えております。その辺についてはいかがでしょうか。筆頭課長の総務課長さん。

○百武和義総務課長

議員御指摘のとおり、時代はどんどん進んでおりまして、それに対応できなければよその町に負けていく、こういう時代になりました。そういったことで、職員も一丸となって研修を進めて、よその町に負けられないようにしていきたいと思っております。

○岩永英毅議員

時間配分を間違えまして、ハザードマップを数年前出されましたけれども、実用化されていないんじゃないかなと思います。それと、前、数回、避難訓練を各地区でやったらどうかというのを言うておりましたけれども、それも実施されておられません。町長と語る会の中でも、インフラの整備にあわせて安全を求める声が多かったんじゃないかなと思います。町長と語る会ぐらいの単位で、単位というか地区で、防災対策、避難訓練あたりの綿密な打ち合わせをして、その地区に応じたハザードマップをつくっていくべきじゃないかと。その寄せ集めがああいう大きなやつになって、あの大きなやつを、ハザードマップを玄関の一番見えるところにでも置いてあるところないと思います。各地区の単位だったらあそこまで大きくつくらんでよいと思っておりますので、そういうきめ細かな避難訓練と防災マップをつくられたらということで希望を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○白武 悟議長

これで岩永英毅議員の一般質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

13時46分 休憩

14時00分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

皆さんお疲れさまです。きょうは、夜は山沿いじゃ雪が降るということで、寒くなると思いますので、風邪を引かないように頑張ってください。あと20日ほどで正月が来まして、皆さん方一緒に1つ年をとるわけでございます。

今回、大きく3点を通告しております。

まず1点目、町行政の進め方とは通告しております。

合併して9年目を終わろうとしております。来年は節目の10年目になります。合併して組織機構の見直しも行われてきましたが、職員の数は思うように減っていない状態です。以前の質問の答弁で、町長は機構改革を行うと言われました。創意工夫し、臨戦態勢を整え、職員の資質向上を望むものであり、適材適所を考えた配置、力を発揮できる部署、プロを育てる配置を願うものであります。ですが、町長としてこれからの町の方向性をどう考えているのか伺いたいと思います。先日、組織機構改革等の検討状況について説明を受けましたが、そのことについても補足やほかに考えがあればお願いいたします。

○田島健一町長

西山議員のこれからの町の方向性どう考えてるかという問いでございます。3町が合併し、9年が経過しようとしております。町の人口減少や少子・高齢化など、本町の状況も刻々と変わりつつあります。いいほうということじゃなくて、悪い方向に行ってるんじゃないかなというふうに思ってるところでございます。そのため、財政面も考慮しながら今後の人口動向や行政需要を見据え、町民サービスを低下させないように留意して、これまでもやってこられたと思いますけども、簡素で効率的な組織機構の実現と行政のスリム化を図っていく必要がございます。そのことから、私といたしましても早期に機構改革等を行い、職員の意識を高める施策をとっていきたいという考えを持ってるところでございます。

そういうことから、組織の機構改革ということにつきましては基本的には来年の4月以降に行いたいと思ってるところでございますけども、昨日の答弁もいたしましたけれども、私はこれまでの9カ月、10カ月ですか、いろんなことを、公約に基づいたところですね、やってまいりました。お金は使わないにしても、職員さんの頭を使っていたり、また皆さん方補正等々で予算化をしていただいてやってるところでございまして、4月を待たずして早期に一部機構、機構といいますか、組織といいますか、条例に伴わない若干の組織がえも年明けたら考えていきたいなというふうに思ってるところでございます。

4月以降の組織については、現在中身を詰めておりますので、今現時点において具体的なことはまだ申し上げられないかなというふうに思っておりますけども、いずれにしても私がトップマネジメントの強化につながり、政策推進と効率的な行財政運営が可能となるようにやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

年金の支給開始年齢が65歳と引き上げられることに伴い、再任用職員制度で対応されるということでもありますけれども、定年が65歳までになった場合はどのようにされるのか、また合併時に話し合われた平成31年度までに職員数255名にするという職員数の適正化についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○百武和義総務課長

まず、定年制の延長の件でございますけれども、以前は定年を今の60から段階的に65歳まで引き上げていくということを国のほうで言われておりましたけれども、それが、定年制の延長が立ち消えになった格好で、今は再任用を国のほうでは進められております。そういったことで、全協のときも再任用制度のことについて若干御説明をさせていただきましたけれども、今後本町のほうでも再任用制度の活用を図っていきたいということで考えているところでございます。

それとあと、職員数の件でございますけれども、これについては合併当時に目標とされた255人、これを平成31年度末、平成32年3月31日に何とか達成をしたいということで進めていきたいということで考えております。

以上です。

○西山清則議員

それでは、副町長に伺いたいと思います。

まだ1年もたってなくて、全てにおいてわからない点があると思いますけれども、今まで職員を厳しい目で見られてきたと思っております。特に、挨拶、仕事の態度、姿勢、能力等は副町長にどのように映っておられるのか伺いたいと思います。

○杉原 忍副町長

町職員の態度、状況の件ですけれども、私県に二十数年勤めておりましたけれども、町職員、県職員、何ら違いはないと思います。ただ、対象となる人物が町民なのか県民なのか、そういう違いだけだと思います。県はどうしても町民、県民との間が遠うございます。町民と町職員の間はそれが大変近うございます。そういうことで、町職員はそれをもってやりがいがあるのじゃないかなというふうに感じております。そういうことから、町職員の意識、意欲は非常に高いものだと感じております。

以上です。

○西山清則議員

そうですね。庁舎に来られた町民の方は、職員の方は何でも知っておられるという感覚で来ておられると思います。一応、案内窓口があって、案内をその課まで連れていかれる方とそのまま案内をされる方とおられますけれども、ただ課に連れていっても、その課の窓口で、ここではわかりませんから違う課に行ってくださいと言われる方と、その課である程度説明をして、そしてここでは詳しいことはわかりませんから別の課に行ってくださいと、そういった対応をできる職員が必要なんですけれども、そういったことは指導あるいは勉強会などはされているのか伺いたいと思います。

○百武和義総務課長

町のほうでは、来ていただいたお客さんをたらい回しにするということは厳禁ということで考えております。そういったことで、ある課に来られて、話がほかの課の内容にまでなったときにはほかの課の職員を呼んで一緒にお話をするとか、そういったことで対応を考えております。それで、今言われた事例等があったとなれば本当に申

しわけなく思っておりますけども、今後そういったことがないように職員に徹底をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○西山清則議員

特に、建設課とか農村整備課に来た場合に係がいろいろあるわけですね。でも、ここに行ったら何でもわかっているかなという、お客さんは思ってるんですよ。それで、その係で説明をされなくて、うちではちょっとわかりません、隣に行ってくださいとか、そういう感じになりますので、ある程度そこに来られたら何らかの形で説明をして、その奥深さは隣行ってくださいとか、そういった配慮が欲しいなと思っておりますけども、その辺はいかがでしょう。

○百武和義総務課長

御指摘いただいたとおり、お客様に満足して帰っていただくような形でなるべく1カ所に対応できるように、お客様には回してもらわなくていいような方法で今後も進めていきたいと、徹底をしていきたいというふうに思います。

○西山清則議員

それでは2点目ですね、課によっては技術あるいは技能職がいなければならない係があると思っておりますけども、現在それらを含む資格を持った職員は何名おられるのか、また採用試験は統一されて一般職採用となっておりますけれども、技術職の採用がどのようにされているのか、またどういう係にどういう資格を持った人材が必要か伺いたいと思います。

○百武和義総務課長

専門職の配置について御質問でございますけども、特に技術系、土木系の職員につきましては、合併後は1名を平成23年度に採用しております。それ以外については、合併以前の旧町ごとに技術系職員という形で採用がっておりますけども、これについての数は把握はできておりません。現在、土木、建設関係の設計等の業務に携わった職員は40名程度いるということで考えております。

以上です。

○西山清則議員

募集をかけるときに、技術職が欲しいといったときに、今一般採用でありますので、成績から見れば普通の一般の人がいいかもしれないけれども、その技術を持たない方が採用されると、また技術職が欲しいというのに一般職の方ばかりになってしまうんじゃないかなと。だから、どういった方向で一般職じゃなくて技術職を採用されているのか伺いたいと思います。

○百武和義総務課長

これまで特別技術職、特に土木系の職員については数名を採用していこうとかといった計画は持ちませんでした。先ほど言いましたように、土木、建設関係で設計等の業務に携わった職員が40名おります。この40名の範囲内で、半分技術職、あと半分一般事務職、そういった構成ですとできていけば、1カ所に偏るんじゃないかとほかの課にも異動できる体制ができるんじゃないかということで考えております。そういったことで、この40名を確保するために今後技術系の職員を、一般事務とは別の形で技術職としての採用試験を、毎年ということにはならないと思いますけども、数年に1回は採用していきたいということで考えております。

○西山清則議員

今まで年数を重ねて技術職はおられましたと思いますが、今もいると思いますけれども、合併してから採用された方は普通の一般職がほとんどじゃなかったのかなと思っております。それで、ずっとその間技術を持った人はいないわけでありますので、今後、まだもっと先になります、そういった方々、今40名おられる中でほとんど退職された場合にそういうときの補充があると思います。そういったときに、技術職を採用したいというときの採用の試験等ですね、一般でやって、また2度目にそういった技術職の試験はなされるのか伺いたいと思います。

○百武和義総務課長

技術職の採用をする際には、試験としては一般教養試験とは別に、土木系の職員であれば土木系の専門的な試験を行うということになると思います。

○西山清則議員

土木関係、技術職関係ありますけれども、また別な資格が必要な場合もあるんじゃないのかなと思っておりますけれども、以前水道課長が、私とあと一人が持つてる技術しかないからということも聞いたことがありますけれども、そういう人が水道課にいないとはならないということもあつたと思いますけども、その辺、水道課長わかります。

○荒木安雄水道課長

水道課では、この前、昨年でしたか、水道技術管理者という資格が必要になります。今現在、白石町では5名の水道技術管理者がおります。それで、今現在、水道課では3名の水道技術管理者がおります。

以上です。

○西山清則議員

それでは3点目ですね、人口減、空き家、空き地等対策等の反応はどのように考えておられるのかという項目に移りますけども、この質問はどのように捉えておられるのか伺いたいと思います。

○相浦勝美企画課長

人口減、空き家、空き地対策等の対応はどのようにということでございます。日本の人口は減少に向かうと言われております。本町におきましても、合併時は2万7,953人だったものが25年10月末現在においては2万5,170人になっております。この現象は佐賀県内のほとんどの市や町で見られる傾向であります。できる限り減少傾向に歯どめをかけることができる施策の推進は急務となっていると感じております。これまで本町では、少子化対策として、不妊治療支援事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業を初めゼロ歳児から中学生までの間について保育料の軽減、学童保育、医療費助成などさまざまな子育て支援策を実施してきたところでございます。これらの施策は、人口減への歯どめとして一定の効果があるものと考えております。

空き家等の状況につきましては、各地域からの情報提供をもって総務課で把握をしているところでございます。過去には、佐賀県が実施いたしましたUJIターンの就職支援等への情報提供をしていた経緯はございますが、現在白石町内の空き家情報等を情報発信する取り組みはしていない状況でございます。今後は、空き家の所有者の要望や活用を希望されている方々の状況を空き地も含めて把握する必要がございますが、空き家情報等の発信についても検討をしていく必要があると考えます。

以上です。

○西山清則議員

いろんな施策をされて検討されるということでありまして、人口の流出防止には空き家とか空き地を利用する活用が必要であります。新たに家を建てるとかアパートを建てるにしても、土地は必要であります。それで、農地を宅地申請するにも時間がかかりますし、農振除外にしてもなかなか許可はおりません。それでは、その諸問題をどうすればいいのか、職員皆さん方真剣に考えていただきたいと思っております。

今、自分たちに何ができるのか、地域に合った、また地域に根づいた考えを持って町内を見て回る、これも必要じゃないのかなと思っております。空き地や空き家などはほとんど個人所有が多いと思っておりますけれども、それを売ってもいい、あるいは売りたいと思っておられるならば、そういった相談に乗ってやったり、公募をかけたり、町のホームページとか掲載していただきたいと願うものでありますけれども、町内外にもし土地や家を必要とする人もいると思っております。また、そういった相談をつくるコーナーあるいは窓口を設ける必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。白石小跡地の分譲地もまだ残っている状態でありますので、その辺を伺いたいと思っております。

○百武和義総務課長

空き家、空き地を利用して定住促進、人口減対策につなげてはどうかという御質問で、相談窓口等の設置をしてはどうかといった御質問でございます。これについて、昨年総務課のほうで空き家の数については調査をいたしまして、221軒ということでした。以前に議会のほうにも御報告をしておりましたけれども、この221軒のうち何軒が人に

貸していいですよとか、空き地について貸していいですよとか、そういったところまでの調査はしておりません。ただ、全国的に見ておりますと、空き家バンクとか、そういった事業を展開しているところもあるようです。近隣では、武雄市が空き家バンクのことについて検討されているということをお伺いしたこともあります。そういったことで、今後、空き家、空き地を利用した政策については十分検討を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○西山清則議員

先ほど言ったことは人口減に対して必要だと思いますので、そういったコーナーとか窓口をつくっていただきたいと思っております。

4点目に入りますけれども、人口減に歯どめをかけるには何が必要か、結婚が先か、働く場所なのかと通告しております。6月議会で企画課長に伺っております。少子化対策の鍵は、少子化を打開する秘訣は何だと考えておられるのかということだったと思いますけれども、そこで企画課長は、結婚が先か、働く場所なのか、どちらと思っておられるのか伺いたいと思います。

○相浦勝美企画課長

一般的に、人口が増加するには出生率、期間合計特殊出生率が2以上であることが条件の一つと言われております。本町におきましては、平成22年度で1.82、佐賀県では1.61となっております。また、高齢化により死亡者数が増加することも原因の一つとなり、人口減少は人口構造上の問題であると言われております。国においては、少子化の流れを変えることは喫緊の課題として、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を打ち出しているところでございます。前の質問でもお答えしましたが、本町では少子化対策として、不妊治療や妊婦健診、乳児家庭への訪問事業を初め、ゼロ歳児から中学生までの間について保育料の軽減、学童保育、医療費助成などさまざまな子育て支援策を実施してきたところであり、これらの施策が人口減への歯どめとして一定の効果があるものと考えています。

しかしながら、今議員質問にございますように、結婚というキーワードがございません。人口の減少を食い止める一つの手段として捉えていかなければいけないものと考えます。結婚観などは個人個人がそれぞれ持つものでございますが、結婚したいけれど出会いの機会がないなどの理由で結婚ができないでいる方々に対して、出会いの場所や出会いの機会などを提供することで支援できる取り組みもあるものと考えます。平成26年度において、町長の公約事項でもございました婚活事業の予算も要求を予定をしております。

さらに、若年層の雇用の安定策を伴わなければ少子化対策の効果は期待できないとも言われております。県内においては、工業団地などを整備して誘致活動を積極的に推進している市町もございますが、本町におきましては、町長の公約事項でもございました6次産業化の推進に伴い、新たな雇用の創出にもつながることを期待をしているところでございます。また、白石町の基幹産業でもあります農業関連の企業誘致の可

能性を模索もしているところでございます。これら一つ一つの取り組みが人口の減少に歯どめをかけることと考えております。

以上です。

○西山清則議員

結婚が先か、働く場所が先かというのは結論をもらってないような感じもいたしましたけれども、26年度に事業を立ち上げる予算を組んでいるということでしたけれども、その婚活事業はどの辺まで進んでおられるのか伺いたいと思います。

○相浦勝美企画課長

新年度予算は、今編成中でございます。3月に皆さんに御審議をいただくわけですが、結婚の出会いの機会を持つもの、イベントを開催する、そして相談員、いろんな悩み、相談事はもちろん、そういうイベントを開催してもなかなか参加できない人たちに対してちょっと背中を押していただく支援員、今考えておりますのはサポーターみたいな人をお願いをいたしまして、その方たちと一緒に行政で婚活事業に取り組むような予算編成を今しているところでございます。イベントを中心あるいは婚活相談員を設置する、この2つを大きな目標に編成を今行っています。

以上です。

○西山清則議員

それでは、産業課長はこの項目はどう思われているのでしょうか。結婚が先か、働く場所なのか、お願いします。

○赤坂隆義産業課長

人口減に歯どめをかけるには何が必要か、結婚が先か、働く場所が先かということでございますけど、確かに仕事をしなければ生活できませんので、まずは働く場所が先でなかろかと思えます、私個人としてはですね。

○西山清則議員

やはり、働く場所が必要です。働く場所が近くにあれば、近くに家も建てられるでしょうし、人口もふえると思います。だから、企業誘致を考えてないのかと前にも何回も言ってきましたけれども、今町に何が必要か、職員みずからしっかり考えて企業を回ってアタックしたらどうかなと思っておりますけども、今までいろんな産業課長おられましたけれども全然進展してなかったものですから、本当にやる気があるのか、あなたができなかったら部下にやらせるとか、そういった一生懸命頑張ってくれる人をお願いできないものか、そう思っておりますけれども、進展しなければ進展するように努力をもって、そういういろんな考えを持った部下に、君をお願いするとか、いや、そうじゃなくて私が行ってくるとか、そういったことをやっていただけの職員が欲しいと思っておりますけれども、課長はそういった気持ちはあられるのか伺いたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

企業誘致につきましては、先日でございますけど、県のほうから紹介があったのも1件ありました。というのは、その企業の方は福岡の方だったんですけど、新たにつくるのではなくて、例えば町内に体育館、学校の体育館、公共の施設あたりのあきがあるのか、個人さんでもいいので大きい屋根がついた空き家はないのかとか、そういう御相談がございました。で、早速民間、例えば共乾のごたんとかはあきはないかということで、農協にも尋ねにも行ったところでございます。そこはJAさんでしたので、JAさんにもある程度考えがありますので、なかなか即座に返答はできませんでしたが、探す方は現にすぐにでも操業できるような、そういったことを望まれてるのが今の業者の、業者といたしましうか、産業界の要求してるところではないかなというふうに思います。企業誘致というのは、個人的な考えになるかもわかりませんが、まず来てくださいというふうなことで行かなければなりませんので、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

○西山清則議員

先ほど言われたように、企業は倉庫とかなんとかあったほうが来やすいと思うんですよ。だから、そういった企業のニーズと、町内の空き倉庫でも土地でもあれば、そういったところを見て把握しておって、こういうのがありますとか、そういったことを言っていたきたいなと思っております。

次の項目で、使いやすい公共の施設をと通告しております。町内の施設は、高齢者、乳幼児、障がい者に対する施設は十分に機能しているのかということで通告してます。それで、庁舎も障がい者向けのユニバーサルデザインで建設されて、高齢者や乳幼児を抱えられている保護者にも使用しやすくなっていますけれども、障がい者向けにはどうでしょうか。もう少しよい手だてがなかったのかなと思っております。障がい者をお持ちの家族が庁舎に来られたときに、一番困ると言われるのはトイレだと聞いております。まだ小さい子供さんでしたらいいのですけれども、成長して大きくなれば、重度の障がいを持つ家族と一緒に来庁され、トイレを使用するにもできなかったと言われております。現在設置してある乳幼児シートでは、大きな方は使用できません。100キロまで対応できる折り畳みシートを設置することはできないかと伺いますけれども、旧庁舎の白石町社会福祉協議会が管理委託されてるゆめてらすでは平成21年度に設置されていますので、その辺伺いたいと思います。

○片渕克也財政課長

今、申されたような成人用の施設については設置をいたしておりません。早急に調査をしまして、設置の方向でいきたいと思っております。

○西山清則議員

庁舎建設のときにそういったことは検討されなかったのかなと思っております。ゆめてらすに設置された理由またいきさつはどういったされたのか、そのときの担当が

保健福祉課長だったかなと思っておりますけども、そのいきさつはどういうふうな感じだったんでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

旧有明の庁舎、旧白石の庁舎ですけども、その跡地を交流館として利用させていただいております。1階がゆめてらすという部門で入っておられて、ゆめてらすの部分以外に障がい者の皆さんが集う場所を提供しております。1階のもと会議室だったところですね。この部分を障がい者の方が利用されるということで、トイレの利用についても大きい障がい者の方が利用される場合が非常に多いということで、そういう施設を設置したものでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

本庁舎のほうに、1階に多目的というか、トイレがあるわけですけども、車椅子の場合でも広くて使いやすいんですけども、あそこには乳幼児のシートしかございません。それで、大きな方が来たときには当然対応できないわけですけども、100キロの折り畳み式ですので、そんなにスペースは多分とらないと思います。あのときは多分31万円ぐらいかかっておるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○堤 正久保健福祉課長

その分の大人用向けのベッドシートですか、そこに対しての細かな金額までは現在承知をしてないところでございます。申しわけございません。後だって報告をさせていただきたいと思っております。

○片渕克也財政課長

予算の問題もありますけども、早急に予算の手だてをして設置をするということで進めたいと考えております。

○西山清則議員

それで、予算もありますけれども、10月29日の読売新聞に掲載されていましたが、県内全域トイレ洋式化、誰でもが使いやすくということで、県が切りかえ補助事業を始めると言っておりますけれども、この事業にはそういった折り畳みシートの設置は対象になるのでしょうか、伺いたいと思っております。

○堤 正久保健福祉課長

県が単独事業で行うことになっておりますトイレの洋式化の事業でございまして、この事業の対象につきましては和式トイレを洋式トイレにかえる部分について補助をするというものでございます。トイレの中の仕様を少しかえる部分について補助の対象になるか、再度確認してから報告をしたいと思っております。

○西山清則議員

来年7月27日にふれあい郷自有館で、知的障がい児の教育と福祉・就労振興研修佐賀県大会が約700名前後の参加で行われますが、参加の中で車椅子での参加の方も数十名おられると思います。現在あるスロープは車椅子1台分が出入りするスペースしかありません。その大会があるときには何らかの形で援助をお願いしたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○相浦勝美企画課長

有明スカイパークふれあい郷で手をつなぐ育成会の方々、県の大会があるということでございます。7月にある予定と聞いております。議員おっしゃいます700人ぐらいが来るだろうということでございます。関係者がふれあい郷に行って確認をして、会場、設備問題ないということで決定がなされていると思います。しかしながら、この自有館の施設には玄関へつながるスロープはもとより、これは今指摘のように1つだけしかありませんが、高齢者、乳幼児、障がい者の方々が専用でお使いいただけるトイレも完備をしているところです。一般の方のトイレについても、和式、洋式の両方があります。施設内もバリアフリーとなっております。車椅子でも利用いただきやすくなっています。また、プール、トレーニングルームを御利用いただいております隣にあります爽明館についても、玄関へのスロープを設置をしているところがございます。これら設備により、利用者の利便性はかなりあるものと考えています。

以上です。

○西山清則議員

だから、スロープが1台分しか入れないスペースでありますので、その横し階段ですね、階段が車椅子ではなかなか難しいと思いますので、そこに今、普通だったら斜めにして一時的にするのもありますけども、その辺をしたら借りるのに結構、数万円かかるらしいんですけども、そういった援助があればなと思っておりますけども、その辺をいろいろ検討しながらお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○相浦勝美企画課長

そのスロープについても、手をつなぐ育成会の方々と話をしながら、もし絶対必要であれば検討するようにお願いをしたいと思っております。指定管理者があそこ運営をしておりますので、お願いをしたいと思っております。当時、問題になっていたというのを担当者から聞いていますが、保護者同伴で来られますおむつ交換の場所がないということで、今少しだけ検討をされているようでございます。

以上です。

○西山清則議員

心の輪を広げる体験作文で、これも掲載されてましたけども、鳥栖小学校の6年生の児童が内閣府など主催の最高賞を受賞したと。これは12月2日の新聞に掲載されていました。障がい者に優しくない社会、人もそうですと、社会の現状を指摘しておら

れました。それで、障がい者に対して優しくなったり助けていける社会になってほしいという話をしたということでしたけども、誰でもが不自由なく使用できる施設があってほしいものだと思っております。そこで、次の町内の公園等では不備はないのか伺いたいと思います。

○小川豊年土木管理課長

中央公園の状況について御報告いたします。

白石中央公園の遊具につきましては、平成17年度に既設の木製遊具を取り壊しまして、低年齢から高年齢までの子供たちを対象としたコンビネーション遊具を設置したところでございます。現在、設置から約8年経過しておりますけれども、専門業者に委託をしまして、毎年定期的に遊具やベンチ等を含めまして点検を実施しているところでございます。鉄製部分の腐食、さび、あるいはボルトの緩み、基礎部分のぐらつきがないか、木材の割れがないのか、ロープの緩みがないのか、そういったところを点検をしているところでございます。それで不備があったところについては、その都度修繕をするというような対応をしております。

中央公園の障がい者用トイレにつきましては、ゲートボール場とテニスコートの付近にあります屋外トイレのところに1カ所ございます。また、平日昼間については、総合センターの中にある障がい者用トイレも利用をいただければと思っております。それと、庁舎北側にございます多目的広場には現在トイレが2基建設中でありまして、それぞれに多目的トイレがついているという状況でございます。

○本山隆也生涯学習課長

町内の施設でございます。生涯学習課が所管する施設のスロープ及び多目的トイレ等について御説明いたしたいと思っております。

生涯学習課関係施設のスロープにつきましては、総合センター、白石社会体育館、有明社会体育館に設置しておりますけれども、地盤沈下等によりまして傾斜が少しきつくなった箇所がございます。福富ゆうあい館の入り口につきましても、建設当時ではフラットであったものが沈下によりやや段差がついたもので、車椅子等の入場につきましては介助等により、少しそういった手だての必要があると思われまいます。また、車椅子で入れる多目的トイレにつきましては、総合センター、それから白石の図書館、楽習館、福富ゆうあい館、干拓館、有明社会体育館、古今の森公園に設置され、利用されております。

以上です。

○西山清則議員

その辺、いろんな町民に対しても、また町外から来られた方にも不備のないようにお願いしたいと思います。また、12月は、今月は障がい者月間でもあります。8日に佐賀市のアバンセで、障がいこそ私の武器ということで、障がい者が生活の中で感じていることや福祉のあり方について語る障がい者の主張大会が行われたことが佐賀新聞に掲載されておりました。障がい者もまだまだ人の役に立てる、また悔いのない人生

を送りたいと語っておられました。だから、障がい者に対する就労のことも考えていかなければならないと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

障がい者の就労支援につきましては、障がい者の自立支援の中で就労支援というのがございます。障がいの程度といいますか、より強い障がいをお持ちの方、軽い障がいをお持ちの方等に分けて作業所を選択できるというようなことになっております。また、その施設を利用して一般の就労も可能ということになりますと、一般就労に近い企業、そういうところへの支援というものもできるようになってるところでございます。

○西山清則議員

就労に対する支援はなかなか難しいものと思いますけれども、極力努力願いたいと思っております。

大きな3点目の健康づくりの進め方に入っていきます。医療費を抑えるためには健康で長生きでありますけれども、今年度も福富ゆうあい館で長寿社会課が健康体操やお達者教室をされています。また、健康づくり係でも健康体操、足腰リハビリ、運動教室など実施されて、いいことだと思っております。さらに、3地域でことしサロン事業をするということでしたけれども、社会福祉協議会でもサロン事業はされていますが、地域にどれくらいあるのか伺いたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

地域で行われてるサロンの数ということでございます。各市町の社会福祉協議会の中でふれあい・いきいきサロンというのをつくって、そこで活動していただくという事業展開が全国的になされておまして、合併の前から各町ごとにこういうサロンを開いて活動をされてた。また、それに対して社会福祉協議会が支援を行っていたということもお伺いをしてるところです。白石町内におきましても、白石町社会福祉協議会の補助事業といたしまして、高齢者を中心とした地域住民の方を対象に、ふれあい・いきいきサロンが地区の公民館等で実施をされております。現在、20カ所が登録をされ、活動をされているところでございます。

○西山清則議員

この20カ所の中に、ことし町が3地域でやるということ、この中に入ってるわけですかね。

○片渕敏久長寿社会課長

ただいま20カ所とは別に設けるという形で、今2カ所、新明の1農区の地区、それと六府方区の地区で実施をいたしております。

○西山清則議員

サロン事業はいいことですが、まだ内容がわからない方も多数おられると思うんです。どういったことをどういうふうにしてやられているのか、社協もいろいろやっておられると思いますけども、そういったPR、そういったことをお示ししていただきたいと思えますけども、そういったことは社協と話されたことがありますか。

○片淵敏久長寿社会課長

ただいま6月の補正予算の中で地域サロンモデル事業というのを議決をいただきました、今現在動いておるわけですが、この事業につきましては今社会福祉協議会のほうに委託をいたしております。で、実際の会の進め方等については社協さんのほうで御指導をいただくと。サロンについても形態がいろいろありまして、先ほどの20カ所の中には、手芸のほうを中心にやられるとか、あるいは絵手紙とかゲーム中心、カラオケもあると、そういういろんな取り組みをされておるわけですが、今回町のほうで2カ所実施したのものについては、各家にいらっしゃるお年寄りの方でなかなか外に出る機会のない方、そういう方に地元の公民館のほうに出てきていただいて、そこで皆さんとの触れ合いを持っていただくと。ただ集まってもらうだけでは非常にもったいないわけで、その中で一昨年町が考案をいたしました健康体操をやっていただくと。そうすることで、そこに来られた方が、今現在はモデル事業ということで2週間に1回の事業展開といいますか、実施をいたしておりますが、そこで決まった時間運動していただくと、少しずつ筋肉とか骨、関節とか、そういう機能が健康な状態で維持できると、そういうことで取り組み始めた事業でございます。

社会福祉協議会との連携につきましては、このモデル事業が半年以内で完了するわけですが、それ以降は社会福祉協議会のサロンの事業として、同じ補助事業にのって継続をしていただくということでお話しております。

○西山清則議員

社会福祉協議会でも今健康マージャンとかやられておられますし、また今度はスポーツ吹き矢、それも取りかかるということを聞いております。そういった体にいいことはなるべくやっていただきたいなど。それと、いろんなことはできると思えますけども、サロンの中で、できれば高齢者向けの食事の仕方あるいは食事のつくり方を一緒にできないかなと思えますけども、その辺の考えはいかがなものでしょうか。

○片淵敏久長寿社会課長

ただいまの議員の提案の中で、食事の仕方とか健康を考えた食事のとり方、つくり方と、そういうものについても介護予防のほうにつながっていくものでございますので、御提案いただいた内容についても検討させていただいて、こういうのが実際にできるのかどうか検討させていただきたいと思っております。

補足でいいますと、この事業についてはお昼の時間帯を挟まないような形でサポートをしていただく方々の負担にならないようにということで、2時間程度の短時間で取り組みをまず始めるということにいたしております。将来的には、こういう地元の中の協力が得られれば、現在のデイサービスのミニ版というような形で地域での取り

組みができれば一番いいなというふうに考えてるところです。

○西山清則議員

食事も健康の一つであります。庁舎の入り口のほうにも塩分が書いてあったいろんな食物、食品があるわけですがけれども、長生きするためには食事、健康が一番大事じゃないかなど。ほとんど百姓さんが多いわけですので、自分で畑でとれた分をいろんな野菜を食べておられるんですけども、余り塩分が多過ぎたりなんかしたら高血圧になったりしますので、その辺を注意しながらやっていただきたいなと思っております。

このような今まで言ったようなサロン事業は、内容的にも地域の理解も必要だと思っております。リーダーになる人の人材育成にもつながっていくものだと思っておりますので、いいことはどんどんやっていただきたいと思っております。

次に、パークゴルフ場はどうなってるのかということですが、このことも数年前から何回となく言ってきておりました。6月議会でも言ったと思えますけれども、要望書も2回ほど出ているのじゃないでしょうか。答弁でも、調査を含めしっかり取り組んでいきたいと思っておりますと言われましたけれども、一向にどうなっておるか耳に聞こえてきません。本当にやる気があるのか、ないのならばはっきりそう言ってほしいと思えますけれども、どうでしょうか。

○片渕克也財政課長

パークゴルフ場についての御質問でございますけれども、その前に、先ほど庁舎の多目的トイレの件で私認識を間違えておりました。現在、1階の誰でもトイレには成人用の100キログラム対応の施設が1台設置してあると。2階、3階についてはベビー用だというようなことでございます。訂正します。

パークゴルフ場はどうなっているのかという御質問でございます。前回までは生涯学習課長のほうで御答弁を差し上げていたかと思えます。その後、町内でもいろいろな種々検討をしております。その関係上、健康づくりの進め方というような、スポーツ振興あるいは健康づくり、そういった面も当然でございますけれども、パークゴルフ場の規模にもよりますけれども、地域の振興とかレジャー施設というふうな位置づけもできるかというようなことで、その後庁舎内でも何回か検討会を持ちまして、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思えます。

今、検討している現状を申し上げます。検討の内容についてでございますけれども、まず町内のパークゴルフ人口の将来見込み、どのように今後推移していくものかという点ですね、それとパークゴルフ場の規模、一昨年6月であったかと思えますけれども、当時の副町長が御答弁しているように誰でもが使えるような施設をというふうなことでございますけれども、果たして誰でもが使えるような簡易的な施設でいいのかというふうな、つくるんだったら公認をとれるような、公認コースとして設置したほうが町外からの集客も期待できるのではないかというふうな考え方、将来あそこは有明沿岸道路の重要な位置になる可能性もございますので、その辺も考慮に入れるべきではないかとか、その反対に県内で、神水川の資料いただいておりますけれども、神水川の施設みたいな大規模な施設ができて果たして集客ができるのかとか、そういった

問題、あるいは設置後の維持管理の体制はどうするのか、例えばスポーツパークとの関連、ゴルフ場との関連をどういうふうな位置づけをするのか、そして一番大きな問題でございますけども、将来的な採算性、投資対効果など、それと、例えばそういったレジャー施設として位置づけをした場合に、果たして町営事業でこういったことを行うことの適否、こういったところまで踏み進んで今検討をしておるところでございます。

公認コースの設置というふうなことになりますと、事業費も相当な額になるかと考えております。今現在の現地、有明干拓記念公園の状況見てみましても、もう少し何か有効な手だてがないのかというふうなことも十分に認識をしております。また、先ほど議員おっしゃったとおり、パークゴルフ協会やグラウンドゴルフ協会の皆様からもたびたび要望書もいただいておりますので、今後いろんな面から検討させていただきたいということで、貴重な財源を使わせていただくわけでございますので、いま少し将来的な部分も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

要望書を見ていただいたということですけども、そのとおりなんですけども、高齢者の健康づくり、友愛交流のできる場所、心身の病気の予防等医療費の負担軽減に貢献できるということで、人を元気に、白石町を元気に、笑顔が広がる、町民の方も町のことを考えておられます。ひだまり公園は人がほとんど利用してないひだまり公園でありますので、年間の維持費はどのくらいかかっているのか伺いたいと思います。

○片渕克也財政課長

本年度の予算額で細かなところまでは記憶しておりませんが、植栽、植樹の部分の手入れあるいは芝の管理、合わせて200万円ちょっと、250万円程度だったかと記憶しております。

○西山清則議員

何もしないで250万円かかっているわけですよ、管理するだけで。それで、武雄市の高橋パークゴルフ場とか皆さんのお手元に配付してあります神水川パークゴルフ場は、空き地を利用したところなんですけれども、管理が大変だなということで、町民が楽しめて健康を維持できるパークゴルフ場をつくられたと思っております。管理については、おのおの武雄パークゴルフ協会とか佐賀市のパークゴルフ協会がされておりますけども、あんな立派なゴルフ場をつくらせてくれとは言っておりませんが、余り金をかけないでできるものだと思っております。町長は神水川パークゴルフ場に行かれたと言われておりましたけれども、あそこを見ていただければすばらしいゴルフ場だったと思いますけれども、感想はいかがでしょう。

○田島健一町長

先月30日の日に嘉瀬川ダム上下流の交流パークゴルフ大会というのが開催されまし

て、私も選手として参加をさせていただきました。現地にも初めて行ったわけですが、嘉瀬川ダムが一番最上流域に大きな施設をつくっていただいております。そのときも嘉瀬川ダムの恩恵を受ける上下流の人たちがたくさんお見えになって、交流が深められたわけですが、武雄地区であるとか、大町からもとか、いろんな方がお見えになっておりました。私も初めてパークゴルフしたわけですが、大分初めてという方もいらっしゃいました。で、帰りがけお話を聞いていると、こいグラウンドゴルフよかおもしろいというふうなお話もあちこちから聞こえてまいりました。

そういうことから、楽しいということはわかるわけですが、先ほど財政課長が答弁いたしましたように、いいという方向ではありますけれども、まだまだ、あそここの場所が250万円程度年間維持管理費やしているわけですが、あの面積でいいのかどうか、まずですね、健康増進だけのためのパークゴルフ場がいいのかどうか、もう少し公認できるような、どうせつくるならという話もあろうかと思っておりますので、そういったもろもろを検討させていただきたいなど。そういうことで、私も早く欲しいという気持ちはあるんですけども、余り急いでもいけないかなというところで、両方気持ちがございまして。そういう中で、できるだけ早い時期にということで検討、結論を出していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○西山清則議員

ひだまり公園にコースをつくるには、まず芝だけ刈って、コースとこだけ芝を刈って、あとグリーンは少し平にしてカップを埋めるという、そんなにだから金がかからないと思っております。あそこ、そんなに広くは要らないんですよ、こんなに45ホールあるような、神水川のパークゴルフ場のようになりますね。ただ、9ホールあればできると思っておりますので、あそこ武雄の、保養地にはあそこ狭かったので高橋のパークゴルフ場ができたと思っておりますけれども、高橋ゴルフ場に匹敵するぐらいの規模はあると思っておりますので、その辺は、あそこよりもひだまり公園のほうはいろんな傾斜がありますので、楽しくできるんじゃないかなと思っております。それも子供からお年寄りまでできるわけですので、親子の触れ合いも十分できると思っております。お父さんは隣でゴルフをやって、お母さんと子供がパークゴルフをやるとか、そういった家庭的なこともできますので、そういうふうなことを考えて早急にかかっていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○片渕克也財政課長

今おっしゃられたとおり、例えば家族で楽しむとか、ゴルフ場も隣接をしておりますので、そういった利用法も可能だと思います。そういうことでございまして、9ホールじゃなくて全部、あそこ敷地面積が1万4,500平方メートルぐらいございまして、それだけの面積を活用すれば、18ホールのフルコースというか、公認コースがとれるようなことも考えられます。ですから、そういうところも含めて検討していきたいというふうなことで申し上げます。

○西山清則議員

健康で長生きできるように、また楽しみながら交流できる場でもありますので、早急に取りかかっていたいただきたいと思います。

ちょっと早いですけども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○堤 正久保健福祉課長

西山議員の質問に保留をさせていただいた件についてお答えをさせていただきます。

まず、ゆめてらすに設置をしておる経費はどのくらいかかったかということでございます。約40万円ということでございます。それと、県のトイレ洋式化事業の事業対象になるのかということでございます。トイレの洋式化とあわせてベッド等を設置する分については補助対象ということになります。ただし、ベッドのみを設置するとかシートのみを設置するというようなものについては補助対象外ということになります。トイレの洋式化とあわせて行う事業については補助対象。ただし、公共の施設、市町村の施設については限度額が10万円となっておりますので、トイレの洋式化で事業費をオーバーするのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすも一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

15時13分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月11日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭